真の分権型社会の実現による都市自治の確立等 に関する提言

基礎自治体を重視した真の分権型社会を実現するため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 真の分権型社会の実現について

(1)都市自治体が自主的かつ自立的な行財政運営が行えるよう、真の分権型社会の 実現のための改革を積極的に推進するとともに、地方が将来にわたって安定した 行財政運営を行うことができるよう、基礎自治体の意見を十分に尊重した改革を 行うこと。

また、基礎自治体が地域の総合的な行政主体としての役割を主体的に果たせるよう、地方自治体に関する法令の規定を大枠化するなど、自由度の高い制度を早期に構築すること。

(2) 国・都道府県・市町村の役割分担を明確にし、「基礎自治体優先の原則」、「補 完性・近接性の原理」に基づき、第2次一括法及び第3次一括法に盛り込まれた 事項にとどまることなく、総合行政主体としての都市自治体に対して、本会が提 案している土地利用関係などの具体的事項をはじめ、地方分権改革推進委員会の 勧告を上回る権限移譲を行うこと。

また、都市自治体への権限移譲に当たっては、都市自治体が住民に身近な事務 事業や地域の実情にあった特色あるまちづくりを地域において総合的・一体的に 遂行できるよう、包括的に移譲するとともに、移譲された事務を円滑に実施する ため必要となる財源の確保と専門的な人材育成等の仕組みを構築すること。

(3) 都市自治体の自主性・自立性の強化と条例制定権の拡大を図る見地から、法令による義務付け・枠付けについては、第1次一括法、第2次一括法及び第3次一括法に盛り込まれた事項にとどまることなく、本会が提案している具体的事項をはじめ、地方分権改革推進委員会の勧告に沿って、廃止を原則とした見直しを行うとともに、新たな条例制定基準を設ける場合には、「従うべき基準」の設定を行わないこと。

また、見直しに伴う関連法令の整備に当たっては、都市自治体が条例化等に向けて参酌・検討等が行えるよう、十分な時間的余裕の確保や情報提供など適切な措置を講じること。

(4) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5:5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

また、都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と 多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、税 源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

(5) 地方自治体の裁量権及び条例制定権等の拡大を図るため、地方自治法については、都市自治体の意見を十分踏まえ、地方自治体の組織・運営等に関する規定は大枠にとどめることを基本として、抜本的に改正すること。

また、指定都市に対し包括的な事務権限とそれに見合う税財源を一体的に移譲するとともに、「特別自治市」を含め、多様な大都市制度を創設し、権限に見合った財政措置を講じること。

さらに、地方自治体における公の施設の管理運営について、現在の指定管理者制度に加え、公共的団体等に直接管理運営の委託が可能となるよう、制度の改正を図ること。

- (6) 国の出先機関改革については、地域の実情に精通している都市自治体と十分 協議を行うこと。また、事務権限を移譲する場合は、税財源と一体的に移譲する とともに、人員の移管について都市自治体と十分協議すること。
- (7) 地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画・立案、実施に際しては、「国と地方の協議の場」において、国と地方が真に対等・協力のもとに十分協議し、地方からの意見を制度設計等に的確に反映すること。

また、国はあらかじめ十分な時間的余裕をもって提案を行うとともに、具体的な事項の協議に当たっては、国と地方とが真に実効ある協議を行うため、分科会や各府省と地方との協議等の積極的な活用を図るなど、多様な地方からの意見を反映できるようにすること。

(8) 新たな制度創設や制度改正を行うに当たっては、国と地方の協議の場など、 事前に地方自治体と十分協議するとともに、地方への速やかな情報提供等を行う ほか、十分な準備期間を設けること。

また、人的体制整備のための支援策を講じるとともに、システム改修等の準備 経費を含め、地方に新たな負担が生じないようにすること。

さらに、地方議会議員年金制度の廃止に伴う経費など、国の施策によって生じる負担は、全額国費で措置すること。

(9) 大規模災害の発生等の有事における国家機能の維持・強化を図る観点等から、 多極分散型国土の形成を促進すること。

また、幹線道路の整備や自然環境の保全に対する財政支援措置や民間事業者に対する税制上・財政上の支援措置を講じるなど、業務核都市の整備を促進すること。

- (10) 少子高齢化や人口減少等により、国民の負担はますます重くなっている現状において、歳出削減について国権の最高機関である国会自らが範を示すべきであることから、有識者等で構成する第三者機関において検討を行い、速やかに国会議員の定数を削減すること。
- (11) 国の遊休施設を地方自治体が無償で利用できるようにすること。
- 2. 道州制の導入については、国民生活に多大な影響を与えるものであることから、 検討に当たっては、改革後の姿を予め提示するなど、都市自治体及び国民に不安が 生ずることのないようにすること。
- 3. 定住自立圏構想推進要綱における定住自立圏の要件を満たさない地域に対して、 広域連携に係る積極的な支援措置を講じること。
- 4. 自然に親しみ、観光、余暇活動を推進する場としての山の効用を広く国民が享受するとともに、山の恵みに感謝し、山と自然を愛する意識の啓発を一層促進するため、「山の日」を国民の祝日として制定するよう取組を強化すること。

国による地方公務員給与削減要請に関する提言

本来、条例により地方が自主的に決定すべき地方公務員給与について、国は、都市 自治体がこれまで国に先駆けて行ってきた総人件費の削減等の行革努力を一顧だに せず、ラスパイレス指数の単年比較のみでその引下げを要請したことは、自治の本旨 にもとるものである。

加えて、国が、地方固有の財源である、地方交付税を地方公務員給与削減のための 政策誘導手段として用いたことは、財政自主権をないがしろにするものであり、到底 容認できるものではない。

今回のように、地方公務員の給与削減が、わずか1回の「国と地方の協議の場」に 提示されただけで、なんら議論もなされず実行されたことは、国と地方の信頼関係を 大きく損なうものである。

よって、今後、国は、国・地方を通じる中長期の公務員の給与・定数のあり方や地 方行財政のあり方等地方にかかわる重要な課題については、「国と地方の協議の場」 における十分な議論を経て決定すること。

社会保障・税番号制度の円滑導入のための地方自治体支援等 に関する提言

社会保障・税番号制度の導入を円滑に進めるため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

- 1. 制度導入及び運用等に係る国の費用負担の明確化等
- (1)番号制度は、より公平な社会保障制度の基盤を確立するための制度であるので、 システムやネットワークの導入について、原則として全額を国において適切に措 置すること。

また、制度導入に伴い必要となるシステム改修等に要する経費についても、地 方に新たな負担が生じないようにすること。

さらに、早期にシステムの仕様を公表するとともに、災害時等におけるバック アップ機能の確保にも十分配慮すること。

- (2)制度の導入・運用等に関する各種ガイドラインの策定、策定のための事前検証 作業及び職員の研修経費等、地方自治体における円滑な制度導入・運用を支援す る費用については、国において負担すること。
- 2.制度導入に伴って影響を受ける事務については、平成28年の利用開始に向けて、 速やかに自治体現場における事前検証作業を開始すること。その作業で確認され た不十分あるいは不明な部分については、対策を明らかにして政省令へ反映させ るとともに、導入・運用に関するガイドラインを策定して地方自治体に示すこと。
- 3. 制度の構築に当たっては、この制度が地方自治体の実施している事務に極めて 重大な影響を及ぼすことから、国と地方自治体が情報を共有し、地方自治体の意 見が反映されるよう十分な調整・協議を行うこと。

また、導入に当たって、混乱が生じることのないよう、国民への周知を徹底するとともに、地方自治体における既存条例との整合性に十分に配慮し、地方自治体への早期かつ十分な情報提供を行うこと。

情報化施策の推進と地上デジタルテレビ放送移行への支援等 に関する提言

すべての国民がICTを活用し、その恩恵を享受できる社会を実現するとともに、 地上デジタルテレビ放送への完全移行を円滑に実施するため、国は、次の事項につい て、適切かつ積極的な措置を講じられたい。

1. 情報化の推進

(1)情報通信格差是正のために整備した情報通信基盤設備の維持管理や更新について、必要な財政措置を講じること。

また、情報通信格差是正事業補助金等を活用して整備した地域イントラネット 及びケーブルテレビ事業(都市自治体出資の第三セクターも含む)の情報通信設 備機器の更新に対し、財源措置を講じること。

(2)情報通信基盤の整備を促進するため、民間事業者による、第4世代携帯電話網を含む超高速情報通信網の整備について、支援措置を拡充すること。

さらに、超高速ブロードバンド基盤の施設の新設費用に限定されている現在の 支援対象を、既存設備の改修にも拡充すること。

特に、情報通信利用環境整備推進交付金については、交付要件の緩和、補助率の引き上げを図るとともに、民設民営による整備も補助対象に加えるほか、市町村負担分に対しては特別交付税措置を講じること。

- (3)携帯電話事業者に対して、中継基地局等の整備に当たっての住民への事前説明 の実施を義務付けるとともに、国民に対して電磁波が人体に与える影響や電波防 護指針に定める数値の安全性について広く周知すること。
- 2. 地上デジタルテレビ放送を全ての市民が受信できるようにするため、国または放送事業者が事業主体となり、中継局の整備並びに共聴施設の整備・改修など受信環境整備を促進すること。

特に、中山間地域や過疎地・離島等の条件不利地域や新たな難視聴地域においては、CATVの活用や中継局及び共聴施設の整備・維持管理・改修、地上デジタル放送の共聴組合に対する施設維持の負担軽減など、国及び放送事業者の責任において、難視聴地域解消への対策に万全の措置を講じること。

また、今後、新たに難視聴世帯が認められたときに備え、共聴施設新設及び個別

受信対策に係る支援制度を継続すること。

3. ICTを利活用した地域の安全・安心の確保や地域経済の活性化、医療・福祉・教育等の分野におけるサービス開発等、都市自治体が地域の実情に沿ったICT施策を推進できるよう、必要な人材やノウハウの提供、都市自治体への財政措置等、ICT施策推進に係る支援制度の充実を図ること。

また、地域社会における効率的・効果的な利活用の研究・検討の場として、国、都市自治体、大学や企業等の垣根を越えたネットワークづくりを地域ごとに推進するとともに、地域の産学官が協働して実施する地域 I C T 振興型の研究開発に対する支援を拡充すること。

- 4. インターネットによる登記情報提供サービスを都市自治体が利用する場合に、公用免除を適用すること。
- 5. 旧土地台帳付属地図(公図)について、希望する都市自治体が電子データで提供 を受けられるようにすること。
- 6. 土地・建物の表示、又は権利に関する登記をした場合の登記所から都市自治体への書面による通知を電子化すること。
- 7. 市町村合併等による市外局番と市町村区域の不一致の解消を図ること。

安全対策の充実強化等に関する提言

市民生活の安全対策の充実・強化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 北朝鮮による拉致問題について、拉致被害者の情報収集及び全員の一刻も早い帰国の実現に向けて、全力で取り組むこと。

また、拉致の疑いが濃厚な特定失踪者等の行方の解明を含めた拉致問題の全容解明に向けて調査を徹底するとともに、拉致認定基準の見直しを図ること。

さらに、損害賠償を求める被害者に対しては、政府が責任を持って損害賠償請求 を行うという意思表示を明確にすること。

- 2. 自衛隊は国土の防衛はもとより、災害派遣による安全・安心の確保に重要な役割を担うとともに、地域経済や地域社会、まちづくりに大きな影響を与えていることから、一層の機能増強等を図ること。
- 3. 基地周辺対策に係る財源を確保するとともに、助成対象の拡充を図ること。

また、米軍機の低空飛行訓練により、住民は耐え難い騒音被害を被っているほか、 事故への不安に悩まされるなど、日常生活にさまざまな悪影響を受けていることから、低空飛行訓練が行われないよう、米軍関係当局に対し、更に強力な対応を行うとともに、騒音被害が解消されるまでの間、騒音や安全性に対する住民の不安を軽減するために必要な措置を講じること。

さらに、駐留軍等の再編に係る交付金制度については、その交付期間を延長すること。

4. MV-22 オスプレイの飛行訓練については、日米合同委員会での合意事項を遵守 するよう米軍に要請すること。

また、飛行ルート及び訓練内容などを事前に関係自治体へ十分な情報提供を行う とともに、その自治体の意向を十分に尊重すること。さらに、オスプレイの安全性 についても、国が責任を持って住民に説明し、住民の安全安心の確保に努めること。

5. 日本海沿岸の海上保安対策に積極的な措置を講じること。

- 6. 公衆防犯灯のLED化推進に対する支援制度を創設するとともに、LED照明器 具の製品規格標準化に向けた取り組みを推進すること。
- 7. 市民を守るための効果的な対策として、警察による防犯カメラの設置を進めるとともに、防犯カメラを設置する自治体に対し、国からの支援を拡充すること。
- 8. 一人暮らしの高齢者等の孤立死等を防止するため、高齢者の見守り・支援を推進するとともに、個人情報の取扱いや立入り調査に関するガイドライン等を作成すること。
- 9. 自殺対策事業については、自殺者数の減少に向け、長期的かつ積極的に取り組む必要があることから、地域自殺対策緊急強化基金を恒久化するとともに、基礎自治体が実施する「いのちと暮らしの総合相談会」、専門家と連携し複合的問題を支援する専任職員の設置、再企図防止専門家チームの派遣などの自殺対策事業等に対して、継続的かつ十分な支援を行うこと。

また、自殺を防ぎ「生きる支援」を行うための総合的なセーフティネットの構築について、積極的な検討を行うこと。

10.「毒物及び劇物取締法」等の関係法令を強化し、青少年の違法ドラッグ等の薬物 乱用及び暴力団による密売等に対する取締体制を強化するとともに、違法ドラッグ 等の危険性・有害性について国民への啓発を行うこと。

合併市町村の振興等に関する提言

合併市町村における円滑な行政運営と計画的な地域振興等を図るため、国は、次の 事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

- 1. 合併市町村等に対する財政措置等について
- (1) 合併市町村における普通交付税については、地域の実情を的確に反映した算定となるよう、地方交付税制度の見直しを行うとともに、十分な財政措置を講じること。
- (2) 合併特例法及び合併新法等に基づき合併した市町村に対する普通交付税の合併 算定替等の財政措置については、特例措置の期間の延長や行政運営の実態に即し た交付税算定を行うなど、合併市町村における円滑な行政運営と計画的な地域振 興を図るための事業が実施できるようにすること。
- (3) 市町村合併等により不要となった公共施設の統廃合を進展させるため、施設の解体撤去費用について、財政措置を講じること。

2. 合併特例債について

(1)公共施設の維持補修等地域の実情に応じた幅広い活用ができるよう充当範囲の拡大を図るとともに、合併特例債の所要額を確保すること。

また、合併特例債により造成した基金の取崩し及び取り崩した基金の活用については、合併団体の財政需要に応じた柔軟な対応を図ること。

(2) 合併特例債の元利償還金に対する普通交付税措置について、所要額を確保するなど、適切な措置を講じること。

過疎対策等の推進に関する提言

過疎対策等の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 道路法第 17 条第 2 項により市が管理する県道の整備や、地域イントラネット及びケーブルテレビ事業(自治体出資の第三セクターも含む)の情報通信設備機器の更新に要する経費についても、過疎対策事業債を活用できるようにすること。
- 2. 過疎地域への普通交付税の補正率の拡大を検討すること。また、過疎地域において地域医療の中核的な役割を担う公的病院について、その建設に係る助成についても特別交付税の対象とすること。
- 3. 人口減少・少子高齢化の急速な進展等により、多くの課題を抱えている辺地・特定農山村地域・振興山村地域などの地域への財政支援として、過疎集落等自立再生対策事業の拡充など財政措置を充実させること。

住民基本台帳及び戸籍制度等の改善等に関する提言

住民基本台帳及び戸籍制度等の適切な運用のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 本人が住民票の写しや戸籍謄本等の交付状況を知り得る制度とすることや、請求事由の明示及び不正請求に対する一層の罰則強化を行うなど、個人情報保護のさらなる充実を図ること。
- 2. 住民基本台帳ネットワークシステムの改修や維持管理に対し、十分な財政措置を講じること。

また、住民基本台帳カードの普及を促進するため、多目的利用環境の整備のための財政措置を講じること。

- 3. 戸籍副本データ管理システムの導入に当たっては、都市自治体との十分な協議を 行うとともに、導入・運用に係る諸経費に対し、十分な財政措置を講じること。
- 4. 住民負担の軽減及び事務の効率化を図るため、電子証明書の有効期間を延長するとともに、発行者を市区長とすること。
- 5. 民法第772条第2項のいわゆる300日規定に係る出生届について、実情に即して 受理することができるよう、法改正を含め所要の措置を講じること。

定住外国人施策の充実に関する提言

定住外国人施策の充実を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 多文化共生を推進するため、外国人労働者を雇用する企業に対して、日本語や日本の生活習慣等に関する研修を義務化すること。
- 2. 外国人住民が地域社会と共生できるよう、日本語習得を促進し、日本文化、慣習、ルール及びマナー等への理解を深める施策・指針を推進・検討すること。

人権擁護の推進等に関する提言

人権擁護の推進を図り、住民の基本的人権を護るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 人権尊重の理念を啓発し、差別や虐待などの人権侵害を防止するとともに、被害者を救済するため、実効性ある人権擁護・人権救済制度を早期に確立し、制度の積極的な周知を図ること。
- 2. 人権問題に関する国民の正しい理解と認識を深めるため、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、人権意識の高揚に向けた人権教育及び啓発の一層の推進を図ること。さらに、国のレベルにおける人権意識調査を実施し、現状を把握するとともに、学校教育向けに出されている「人権教育の指導方法等の在り方について」(第一次~第三次とりまとめ)と同様に、社会教育、企業教育に対して、今後の人権教育や啓発に関する取組の方向性を示すこと。

また、国の委託啓発事業について、委託対象の拡充等、地方自治体の要望を踏まえた制度の充実と委託費の適切な措置を講じるとともに、地方自治体が実施する事業について、必要かつ十分な予算措置を講じること。

- 3. 人権擁護委員活動の活性化に向け、研修の充実や、予算の確保など必要な措置を講じること。
- 4. インターネット上における人権侵害を予防するため、より実効性のある制度を確立するとともに、全国の同和地区に関する地名の記載に対して、国の人権擁護機関が迅速に削除要請を行うこと。

また、民間事業者が行うマンション開発の候補地調査等においては、人権に配慮したものとなるよう適切な措置を講じること。

北方領土の早期返還、竹島に関する広報活動等の推進 に関する提言

北方領土の早期返還及び竹島に関する広報活動等の推進のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 北方領土の早期返還について

- (1) 一日も早い北方領土問題の解決と平和条約締結に向け、国内外世論の喚起に努めつつ、強力な外交交渉を行うなど、引き続き最大限の努力をすること。
- (2) 北方領土問題に係る啓発活動を強化するとともに、返還要求運動を次の世代に 引き継いでいくため、青少年教育と後継者育成に努めること。
- (3)「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」及び「北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針」に基づく施策の予算化や事業の実施を推進すること。
- (4) 早期返還に向けた戦略的環境づくりのため、北方四島交流事業をはじめ、北方 墓参、自由訪問などの着実な推進と、日本の法的立場を害さない形での北方四島 における共同経済活動の検討を積極的に進めること。
- (5) 北方領土周辺海域における安全操業の円滑な実施について万全を期すこと。

2. 竹島に関する広報活動の推進について

- (1) 竹島問題に対して毅然とした対応を取るとともに、北方領土と同様に、内閣府において竹島問題に関する広報啓発活動を所管する組織を設置すること。
- (2) 竹島領土問題や、国境離島が果たしている役割などを国民に啓発する施設を設置すること。

地籍調査及び統計調査の推進等に関する提言

地籍調査及び統計調査について、計画的・効率的な事業の推進を図るため、国は、 次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 地籍調査事業を円滑に推進するため、地方自治体の地籍調査実施要望等を踏まえ、必要かつ十分な財政措置を講じること。
- 2. 国勢調査等の統計調査に係る都市自治体への委託費の算定については、地域の実情等に配慮するとともに、調査が円滑に実施できるよう、所要額を適正に措置すること。
- 3. 集計方法の工夫等、統計調査結果の早期公表に向けた取組を推進するとともに、調査票情報を利用するための手続きを各府省で統一し、簡略化すること。

また、都市自治体においても調査票情報を所有及び活用できるよう制度を見直すとともに、集計結果を市町村単位で活用できるよう必要な措置を講じること。

選挙制度に関する提言

選挙制度について、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 国政選挙に係る経費については、適正な基準額の設定を行い、所要額を適切に確保すること。

また、ICTの活用による効率化や選挙運動に係る公費負担及び投票時間のあり 方等について検討を行い、選挙に係る経費の軽減を図ること。

- 2. 市区長選挙について、法に規定されたビラ(マニフェスト)の頒布枚数では不十分であることから、枚数の上限を見直すこと。
- 3. 市町村合併に伴い、市内において衆議院小選挙区が分割されている状況があることから、分割状態が解消されるよう見直しを行うこと。

後見制度の推進等に関する提言

後見制度の推進等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 市民後見人の養成等市町村における体制の整備を推進していくため、市民後見推進事業の継続及び予算措置の拡充を図ること。
- 2. 現行の成年後見制度では、被後見人等死亡後の手続や医療行為への同意等、成年後見人等が第三者である場合に権限が付与されていない行為を行うことができるよう、制度の改善・改正について早急に取り組むこと。

また、成年後見制度に係る体制整備をより一層進めるため、相談・手続支援や後見人の人材育成等を行う広域的な体制を整備すること。

- 3. 保護司活動が円滑に行われるよう、面接のための事務所等の整備・確保を図ること。
- 4. 裁判員候補者等に対して支給される日当については、個々の生活実態に応じて、 適切な額となるよう見直すこと。

郵政事業の維持及び改善に関する提言

郵便局の業務については、地域振興・地域再生の拠点となる郵便局のネットワーク を維持するとともに、郵便・貯金・簡易生命保険のユニバーサルサービスの提供を確 実に実施し、地域住民の利便性を大きく損なうことのないよう運営すること。

また、過疎地域を抱える地方自治体の住民サービスに支障を来すことのないよう、 特段の配慮を図ること。

都市税源の充実強化等に関する提言

都市の自主財源の根幹である都市税源を充実させるため、国は、次の事項の早期実現のため適切な措置を講じられたい。

- 1. 真の分権型社会の確立に向けた地方税体系の構築
- (1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による 国・地方の税源配分「5:5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡 充すること。
- (2) 都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化 に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、税源の偏 在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- (3) 地方に影響を及ぼす税制改正の検討に当たっては、「国と地方の協議の場」等を通じ、地方の意見を十分反映すること。
- 2. 車体課税の見直しに伴う安定的な代替財源の確保

自動車取得税については、その税収の7割が市町村に交付されており、その見直 しに当たっては、都市財政運営に支障が生じることのないよう安定的な代替財源を 必ず確保し、この措置が同時に実施されない限りは、現行制度を堅持すること。

また、自動車重量税の見直しに当たっては、今後、都市自治体においても、道路 の維持管理・更新等に多額の財源が必要となることから、税収の4割が市町村に譲 与されている現状を踏まえ、都市財政運営に支障が生じることのないよう、所要の 財源を確保すること。

3. 固定資産税等の安定的確保

- (1) 固定資産税は、市町村税収の大宗を占める重要な基幹税目であり、市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっている。一時的な経済対策等の観点で制度の根幹を揺るがす見直しは行うべきではなく、償却資産に係るもののうち、「機械及び装置」に対する課税については、現行制度を堅持すること。
- (2) 国有提供施設等所在市町村助成交付金については、自治体の固有の税源である 固定資産税の代替的性格を基本としていることから、一般行政施策と同列視して 減額することなく、十分な予算額を確保するとともに、対象資産を拡充すること。

(3) 国有資産等所在市町村交付金については、固定資産税の代替的性格を有していることから、建物、工作物等に係る対象資産の算定標準額を固定資産税と同様の 最低限度価格相当額にするとともに、対象資産の拡充等を図ること。

また、市町村長が当該交付金額の算定のために行う国有財産台帳の閲覧の請求等については、柔軟に対応すること。

4. 諸税の課税制度の見直し及び充実強化

- (1)原動機付自転車に対する軽自動車税については、徴税効率が極めて低い現状にかんがみ、標準税率、課税方法等の課税制度の見直しを図ること。
- (2) ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- (3) 相当期間にわたって据え置かれている特別とん税等の定額課税の税率を引き上げること。
- 5. 環境施策に係る地方の役割に応じた地方税財源の確保

地球温暖化対策のための税については、地球温暖化対策など環境施策において都市自治体の果たしている役割及び財政負担を十分勘案し、その役割等に応じた税財源を確保する仕組みとすること。

6. 消費税率の引上げに係る対策等

消費税率の引上げに伴う低所得者に配慮した施策を実施するに当たっては、都市自治体の行財政運営に支障が生じることのないよう、適切な措置を講じること。

7. 地方税における税負担軽減措置等の整理合理化

地方税における税負担軽減措置等については、税負担の公平確保の見地から、より一層の整理合理化を図ること。

特に、固定資産税等の非課税、課税標準の特例措置については、抜本的是正措置を講じること。

また、地方税収に影響を及ぼす国税における租税特例措置についても見直しを行うこと。

8. 課税・徴収体制等の改善

- (1) 法人住民税の中間納付額の還付に係る還付加算金については、廃止すること。
- (2)日本年金機構による公的年金支払報告書については、個人住民税の適正な課税 を行うため、納税義務者(当該公的年金の支払いを受ける者)の住民基本台帳上 の住所地のある市町村に適切に提出すること。
- (3) 地方収受分の所得税確定申告書について、国税連携ネットワークシステムを通じて地方から国へ電子的に送付できるよう措置すること。

9. 地方税法の改正時期

地方自治の根幹である税条例の改正について地方議会での議論の時間や住民への周知期間が十分確保されるよう、地方税法等の改正の時期について配慮すること。

地方交付税総額の確保に関する提言

地方交付税は地方の固有・共有の財源であり、地方自治体の財政需要に対応した交付税総額が確保されなければならない。

よって、国は、安定的な地方財政運営が図られるよう、次の事項について積極的な 措置を講じられたい。

- 1. 都市自治体が直面している医療、介護、子育て等社会保障などの経常的行政サービスや、道路・橋梁、学校等の改修費用などの増大、地域の人口動態や行政区域の拡大等に伴う都市自治体の財政需要を的確に地方財政計画に反映させ、必要な地方交付税総額を確保し、地方公共団体の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障する地方交付税の持つ財源調整・財源保障の両機能を強化すること。
- 2. 恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定率の引上げ等により対応するとともに、地方自治体の固有財源である「地方交付税」を特会直入とする「地方共有税」に変更すること。
- 3. 地方固有の財源である地方交付税を地方公務員給与削減のための政策誘導手段として用いたことは、財政自主権を蔑ろにするものであり、これまで国を上回る大幅な人員削減による総人件費の削減などの不断の行財政改革を実施している地方として容認できるものではない。今後は、国と地方の十分な協議を経ないまま地方交付税の一方的な削減等は厳に行うべきではないこと。
- 4. 基準財政需要額の算定及び見直しに当たっては、地方単独事業を含めた社会保障経費の増嵩をはじめ、人口動態の変化や行政区域の拡大、市街地の分散化等、都市自治体の実情を的確に反映し、算定方法の再構築を図ること。
- 5. 基準財政収入額の算定に当たっては、算定額と実際の税収に乖離が生じた場合、 適切な補てん措置を講じること。
- 6. これまで発行を余儀なくされた臨時財政対策債の元利償還金については、不交付

団体を含め、確実に財源措置を講じること。

7. 特別交付税の算定に当たっては、各都市自治体の特別な財政需要に十分配慮すること。

国庫補助負担金改革に関する提言

国庫補助負担金改革に当たっては、真の地方分権を実現していくために、地方の自由度を高め、自立した行政運営ができるよう、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 国庫補助負担金については、地方分権の理念に沿って、国と地方の役割分担を明確化したうえで、真に国が責任をもって負担すべき分野を除き廃止し、税源移譲を行うこと。

また、地方の自由度の拡大につながらない補助率の引下げや補助対象の縮減等地方への一方的な負担転嫁は断じて行わないこと。

なお、制度の見直しに当たっては、地方の意見を十分に反映させること。

- 2. 都市自治体の事業執行に支障が生じることのないよう必要額を確保するとともに、事務手続の簡素合理化と早期内示等に努めること。
- 3. 国庫補助負担金を受けて整備された公共施設の廃止・解体、目的外転用などの処分について、地域の実情に応じた対応が可能となるよう一層の弾力化を図ること。

地方債等の充実・改善に関する提言

地方債等の充実・改善を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 生活関連社会資本等の整備を推進するため、所要の地方債総額を確保するとともに、長期・低利の良質な公的資金の安定的確保を図ること。
- 2. 公債費負担の軽減を図るため、公的資金補償金免除繰上償還について、特定被災地方公共団体に限らず、不交付団体を含むすべての団体を対象とし、資金区分、年利等の対象要件を緩和したうえで、措置を継続すること。

また、元利償還金に対する財政措置の充実及び既発地方債の償還年限の延長を図ること。

3. 起債充当率の引上げ、償還年限の延長等貸付条件の改善を図ること。 また、公的資金補償金免除繰上償還を行った団体について、財政融資資金における新規貸付停止の要件を撤廃すること。

安定的な地方財政運営の確保に関する提言

安定的な地方財政運営に資するため、国は、次の事項について、積極的な措置を講じられたい。

- 1. 財政健全化目標達成に向けた取組の推進に当たっては、これまで国を上回る行財 政改革に努めてきた地方の実態を踏まえ、地方財政の自主的かつ安定的な運営に配 慮し、地方の財政負担を増大させることのないようにすること。
- 2. 国の責任において実施されるべき新たな制度創設や制度改正に当たっては、都市 自治体の意見を反映させるため、事前に国と地方の協議の場等で十分協議を行うと ともに、事務費を含め全額国庫負担とし、地方に財政負担や事務手続き上の過大な 負担が生じることのないようにすること。
- 3. 都市自治体は、安定した財政運営と事業の円滑な推進のため、予見可能性の向上が必要であり、国は、地方財政の展望を早期に提示すること。
- 4. 直轄事業負担金に係る地方債発行については、財政健全化法の健全化判断比率に 影響を及ぼすことのないよう、実質公債費比率及び将来負担比率の算入から除外す ること。

介護保険制度に関する提言

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 財政運営について

介護保険財政の健全な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、将来 にわたって都市自治体の財政負担が過重とならないよう、国費負担割合を引き上げ ること。

また、調整交付金は別枠化すること。

2. 低所得者対策等について

(1) 低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策については、国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。

特に、社会保障・税一体改革による低所得者保険料の軽減強化のための 1,300 億円は確実に確保すること。

- (2) 認知症対応型共同生活介護について、低所得者の居住費・食費に対する負担軽減措置を講じること。
- (3) 難病や認知症の方が必要なサービスを受けることができるよう、支援の在り方を検討すること。

3. 介護サービスの基盤整備等について

- (1) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、介護サービスが適切に提供できるよう、サービス基盤整備について、財政措置を含む必要な対策を講じること。特に、介護基盤緊急整備等臨時特例基金による整備支援事業を継続すること。また、現場において、慢性的に介護従事者が不足している状況に鑑み、国の責任において早急に適切な措置を講じること。
- (2)地域密着型特別養護老人ホームの居室面積の基準要件を緩和すること。
- (3) 市町村認知症施策総合推進事業を引き続き実施すること。
- (4) 特別養護老人ホームのユニット型個室について、適切な負担で利用できるよう 対策を講じること。

4. 第1号保険料について

- (1) 第1号保険料について、世帯概念を用いた賦課方法や保険料算定の在り方を含め、より公平な設定となるよう見直しを行うこと。
- (2)介護保険料の算定基礎について、特別控除等の適用対象とし、他制度との整合 を図ること。

また、特別徴収された介護保険料について、被保険者を扶養する親族の社会保険料控除の対象となるよう、特例措置を講じること。

5. 要支援認定について

要支援に再認定された場合の認定有効期間について 24 か月まで設定できるよう見直すこと。

6. 介護報酬等について

- (1) 平成 27 年度以降の次期介護報酬の改定に当たっては、保険料の水準に留意しつつ、報酬体系を簡素化するとともに、適切な人材の確保、サービスの質の向上などを図るため、都市自治体の意見を十分踏まえて適切に報酬を設定すること。
- (2) 介護保険の円滑な運営に資するため、従事者を確実に確保するとともに、介護報酬の一定割合が確実に従事者の給与に反映される仕組みを構築すること。

7. 東日本大震災関係について

- (1)被災地の保険者が震災の影響による保険財政の逼迫を招くことなく、円滑かつ 健全な制度運営ができるよう、必要かつ十分な財政措置を講じること。
- (2)被災者の生活再建を支援する介護保険の一部負担金等免除措置について、国の 責任において全額財政支援措置を講じるとともに、平成24年10月以降の自治体 負担分についても遡及して全額補填を実施すること。
- (3)被災自治体が取り組む介護職員確保対策について、財政的支援を行うこと。

8. その他

(1)介護保険制度の見直しに当たっては、都市自治体の意見を十分反映させるとともに、混乱を招かないよう、十分な準備期間の設定や速やかな情報提供を行うこと。

また、システム改修等の準備経費や人員体制の確保のための人件費等について、 実態の把握等に努めるとともに、十分な財政措置を講じること。

- (2)介護保険制度における「住所地特例」について、救護施設等の福祉施設やサービス付き高齢者向け住宅まで適用範囲を拡大するなど、適切な措置を講じること。
- (3) 保険者が回収できなかった介護給付費の不正請求等の収入未済額について、被保険者が負担する仕組みを改め、国の責任において適切な予算措置を講じること。

国民健康保険制度等に関する提言

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の健全な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医療制度改革について

(1) 社会保障制度改革国民会議においては、都道府県を国保の保険者とする方向で検討していくこととしている。国民会議の方向性を尊重し、国保の構造的問題の解決や財政基盤の強化を図り、持続可能な制度として、施行時期を明確にしたうえで、早急に都道府県を保険者とし、市町村との適切な役割分担のもと、国保制度の再編・統合を行うこと。

あわせて、将来的には、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向け、抜本改革を実施すること。

- (2)新たな制度への移行に際しては、都市自治体の意見を十分反映させるとともに、 被保険者や現場に混乱を招かないよう、十分な準備・広報期間の設定や速やかな 情報提供を行うこと。
- (3) 医療制度改革に伴い、市町村の負担増は決して招かないよう、国の責任において万全の対策を講じること。

特に、新制度発足に伴って発生・波及するシステム経費等については、超過負担を招かないよう必要な額を確実に確保すること。

また、新たなシステム設計については、新制度が円滑に運用できるよう、都市 自治体の意見を十分に踏まえ、国の責任において構築するとともに、十分な準 備・検証期間を確保すること。

2. 国民健康保険制度について

(1)新制度に移行するまでの間、国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、都道 府県と市町村の適切な役割分担のもと国保の広域化を推進するとともに、国庫負 担割合の引上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、 実効ある措置を講じること。

特に、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、低所得者を 多く抱える保険者への支援を強化すること。

(2) 社会保障・税一体改革による保険者支援制度の拡充及び低所得者保険料軽減の

拡大等の財政基盤強化策として必要な 2,200 億円を確保し、平成 26 年度の消費 税率 8 %への引上げ時に確実に実施すること。

- (3) 国保財政安定化支援事業について、算定額の全額を交付すること。
- (4)高額医療費共同事業の国庫負担について、国の調整交付金の流用をやめ、別途、 国庫負担等を確保し、国の財政調整交付金の財政調整機能を強化すること。
- (5) 前期高齢者財政調整制度による被用者保険等からの交付金について、交付額精 算が2年後とされている制度を見直し、各年度の医療費負担額に見合う額との乖 離を解消すること。
- (6) 保険財政共同安定化事業について、事業対象をすべての医療費に拡大する際に は、拠出超過に転じる保険者に対し適切な財政措置を講じること。
- (7)制度改正に当たっては、電算システムの改修経費等の都市自治体の負担増に配慮し、必要な財政措置を講じるとともに、政省令等について早期に情報提供すること。
- (8) 各種医療費助成制度等市町村単独事業の実施に伴う療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置を廃止すること。
- (9) 特定健康診査・特定保健指導について
 - ① 国保に義務付けられている特定健康診査・特定保健指導については、地域の 実態を踏まえ適切に実施できるよう保健師の確保等に係る財政措置をはじめ 十分な支援策を講じること。

また、事業主健診の結果を保険者へ送付する仕組みなど国保と被用者保険等との円滑な連携の仕組み等を構築すること。

さらに、実施率向上のため、都市自治体が独自に実施している取組みについて財政支援措置を講じること。

- ② 特定健康診査等の充実等を図るため、検査項目や基準単価等について、実態 に即した見直しを行うとともに、都市自治体が実施している総合的な健康づく り事業について、支援策を講じること。
- ③ 特定健康診査・特定保健指導の実施率等による後期高齢者支援金の加算・減算措置を撤廃すること。
- (10) 度重なる制度改正等により、市町村の事務負担が増加していることから、事務 の効率化を図ること。特に、資格を喪失した被保険者の受診に伴う過誤調整につ いて、被保険者を介さず保険者等の間において直接処理できるよう措置を講じる こと。

- (11) 指定を取り消された保険医療機関への診療報酬支払いを保留できるよう法整備を行うとともに、不正請求の具体的内容を保険者に開示すること。
- (12) 被保険者の資格情報等について、被用者保険の保険者が資格喪失の情報を国保保険者に通知するとともに、それに基づき職権処理できるよう、制度化すること。
- (13)被保険者間の負担の公平を確保するため、連帯納税義務など実効ある保険料(税) 徴収対策を講じること。
- (14) 医療費適正化を推進するため、被保険者や医療機関等へのジェネリック医薬品の安全性や有効性の周知・啓発を行うなど、実効ある対策を推進すること。
- (15) 精神・結核の保険優先化等に伴う国保財政の負担増について、必要な財政措置を講じること。
- (16) 葬祭費に対する財政措置を講じること。

3. 後期高齢者医療制度について

- (1)後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、保険料の上昇を抑制する措置を引き続き継続するとともに、国の責任において十分な財政措置を講じること。
- (2) 医療費の地域格差を勘案した不均一保険料率の特例を継続すること。 また、不均一課税の対象となっている離島など医療確保が困難な地域に対し、 医療費の地域格差の特例に基づく不均一課税に対する財政措置等を講じること。
- (3) 健康診査の充実を図るため、検査項目について見直しを行うとともに、財政措置を充実すること。

4. 東日本大震災関係について

- (1)被災地の保険者が震災の影響による保険財政の逼迫を招くことなく、円滑かつ 健全な制度運営ができるよう、必要かつ十分な財政措置を講じること。
- (2)被災者の生活再建を支援する国民健康保険及び後期高齢者医療制度の一部負担金等免除措置について、国の責任において全額財政支援措置を講じるとともに、 平成24年10月以降の自治体負担分についても遡及して全額補填を実施すること。
- (3) 東日本大震災の影響による資産割額の減収分に対する財政措置を講じること。

少子化対策に関する提言

少子化対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 子ども・子育て支援新制度について
- (1)子ども・子育て支援新制度の実施主体である都市自治体が地域のニーズに基づき総合的な子育て支援施策を展開することが可能となるよう、税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超の財源を確実に確保すること。

また、新制度の本格施行に向け、その詳細を検討するに当たっては、都市自治体と丁寧に協議を行い、その意見を十分反映させること。

- (2) 利用者、事業者及び都市自治体が子ども・子育て支援新制度に円滑に移行できるよう、利用者等に対する周知と都市自治体への速やかな情報提供に努めること。 あわせて、事務的経費等について必要な財源措置を講じること。
- (3) 保育士と幼稚園教諭の資格・免許について、統合に向けた検討を進めること。
- 2. 安心こども基金について、必要な財源を確保したうえで継続するとともに、当該基金の対象事業の拡充を図ること。
- 3. 児童手当等について
- (1) 児童手当について、支給に係る都市自治体の負担軽減を図るとともに、十分な財政措置を講じること。
- (2) 児童手当からの特別徴収について、真に実効性のある制度とすること。
- (3) 児童手当の資格認定の在り方について、見直しも含めて検討すること。
- (4) 今後、制度改正を行う場合には、都市自治体と丁寧に協議し、地方の意見を十分に反映するとともに、十分な周知と準備期間の確保を図ること。

4. 保育対策について

- (1)保育所待機児童の解消や耐震化を含む保育所施設整備等のため、地域の実態を 十分に踏まえ、財政措置の拡充を図ること。
- (2) 多様な保育サービスの提供や保育所の適正な運営を確保するため、保育所運営 費等について地域の実情に即した十分な財政措置を講じるとともに、保育士の処

- 遇改善に向けた支援の拡充や児童福祉施設最低基準の適切な見直しを行うこと。 また、病児・病後児保育を安定的に実施できるよう財政措置の拡充を図ること。
- (3) 保育所徴収金基準額について、地域の実態を考慮したうえで、保護者や都市自治体の負担を軽減するよう見直しを行うこと。

また、保育料算定については、税制改正等の影響を受けにくい安定した制度とすること。

- (4)保育所等における食物アレルギー事故防止に向けた都市自治体の取組みに対し、 技術的・財政的支援を講じること。
- (5) 保護者負担の公平性等を確保するため、口頭や文書による徴収事務を認可私立 保育所へ委託できるよう児童福祉法等の改正を図ること。
- (6) 認定こども園への移行を促進するため、施設整備費や運営費について十分な財政措置を講じるとともに、移行に伴う都市自治体の事務負担の軽減を図ること。
- (7) 現行の認定こども園について、施設の類型によって財政措置等が異なる不合理を見直し、均衡ある財政措置を講じること。
- (8) 幼保一元化施設の設置を推進するため、幼稚園を指定管理者制度の対象とすること。

5. 放課後児童対策等について

- (1)「放課後児童健全育成事業」及び「放課後子ども教室推進事業」について、一体的に推進できる体制を整備するとともに、運営実態にあわせた財政措置の拡充を図ること。
- (2) 現行の「放課後児童健全育成事業」について、十分な財政措置を講じるととも に、障害児受入れや補助基準の基準開設日数・児童数等について、地域の実態に 柔軟に対応した運営を確保するなど、放課後児童対策の更なる充実を図ること。
- (3) 児童厚生施設等について、地域の実情に応じた運営が可能となるよう、十分な財政措置を講じること。

6. ひとり親家庭への支援施策について

(1) 児童扶養手当における所得制限限度額を緩和し、一部支給停止措置を見直すとともに、給付費の地方負担に対して、十分な財政措置を講じること。

また、制度の公平性の確保及び適正化のため、支給要件の見直しを図ること。さらに、児童扶養手当と公的年金の併給調整の在り方について、手続きの簡素

化を含めた見直しを行うこと。

- (2) 父子家庭についても、「母子及び寡婦福祉資金貸付金」等の母子家庭支援制度 の対象とするなど、父子家庭も含めたひとり親家庭に対する施策の充実を図ると ともに、所要の財政措置を講じること。
- (3) 母子家庭自立支援給付金事業について、十分な財政措置を講じること。特に、 高等技能訓練促進費については、支給要件を見直すとともに、制度の拡充を図る こと。
- (4) ひとり親家庭に対する医療費助成制度を創設すること。
- (5) 未婚の母及び未婚の父について、所得税の寡婦(夫) 控除の対象とすること。
- 7. 児童虐待の防止対策を推進するため、児童の迅速な安全確認のため必要な情報提供の義務化や現行の手続きの見直し等について、関係法令の整備を含む必要な措置を講じること。

また、都市自治体の実態に応じた支援策を講じるとともに、財政措置の拡充を図ること。

- 8. 子どもの医療費無料化制度を創設すること。
- 9. 妊婦健康診査の公費負担について、妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図るため、十分な財政措置等を講じること。
- 10. 未婚化・晩婚化・晩産化の進展にかんがみ、都市自治体及び民間事業者等が行う結婚に結び付く取組みに対し、財政支援を行うこと。
- 11. 東日本大震災関係について

公立保育所について、耐震診断及び耐震化工事に係る補助要件を緩和し、小規模 施設も対象とするよう制度を見直すとともに、平成 25 年度実施分から適用する等 の柔軟な対応を図ること。

また、私立保育所についても、公立保育所と同様の補助制度を適用すること。

保健福祉施策に関する提言

保健福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 生活保護制度等について

(1) 生活保護制度の見直しについては、受給者が増加し続けている都市自治体の危機的状況に対処し、必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも制度が国民の信頼に応えることができるよう、必要な法整備を行い、就労による自立の促進、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を実施するための所要の措置を講じること。

また、最後のセーフティネットとして持続可能な制度とするため、今後も都市 自治体と協議し、その意見を制度に反映すること。

(2) 生活困窮者自立支援制度を円滑に運営するためには、相当の財源とマンパワーを要することや、関係機関の機能と役割の整理が必要であること等から、本格施行に向けた詳細の検討に当たっては、都市自治体をはじめ、現場を担う社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等の関係者と丁寧に協議を行い、その意見を十分反映すること。

また、制度を円滑に施行し、生活困窮者が必要な支援を受けることができるよう、国民や都市自治体等の関係者に対し、十分な周知を図ること。

(3) 生活保護に係る財源負担については、生活保護が憲法に基づき、国が保障する ナショナルミニマムに関わる事項であることから、本来全額国庫負担とすべきで あること。

なお、それまでの間、急激な受給世帯増加による都市自治体の負担増に対し、 十分な財政措置を講じること。

また、きめ細かい支援を行うため、ケースワーカー等の配置基準を見直すこと。

- (4) 級地区分について、地域の実情に即したものにすること。また、被保護世帯の 冷房機器の購入に当たっては、保護費以外の収入の有無により対応に相違がない よう制度を見直すこと。
- (5) 地理的条件の悪い地域に居住する生活保護受給者が日常生活上の用に供する自動車の保有が可能となるよう制度の改善を図ること。
- (6) 被保護者の家庭裁判所への成年後見申立に要する費用等について、生活保護法

- の支給対象とすること。
- (7) 生活保護事務について、都市自治体が訴訟を受けた際の費用を助成すること。
- (8) 生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響が市民生活に及ぶことがないよう必要な措置を講じること。
- 2. 民生委員の担い手の確保と活動しやすい環境づくりのため、その役割や位置付けを明確にし、処遇改善を図るべく、関係法令の見直しを行うこと。
- 3. 原子爆弾被爆者の原爆症認定制度については、被爆者が高齢化していることにかんがみ、当該制度を早急に見直すとともに、認定に係る審査をより一層速やかに行うよう努めること。
- 4. 中国残留邦人等に対する老齢基礎年金を補完する支援給付について、経費の全額を国が負担すること。
- 5. 隣保館をはじめとする社会福祉施設の整備及び管理運営について、実情に沿うよう財政措置の充実を図ること。

障害者福祉施策に関する提言

障害者福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講 じられたい。

- 1. 障害者総合支援法について
- (1) 障害者総合支援法に基づく制度の詳細の検討に当たっては、関係者や都市自治体の意見を十分に踏まえ、障害者の生活が保障された安定的な制度とすること。また、都市自治体、利用者及び事業者等が新制度に円滑に移行できるよう、制度設計の速やかな情報提供等に十分配慮するとともに、移行に要するシステム改修費等の諸費用について十分な財政措置を講じること。

さらに、障害者自立支援協議会について、必要な財政措置を講じること。

- (2)障害者の自立と社会参加に向けた施策の充実を図るため、自立支援給付、地域 生活支援事業、障害児通所支援事業、相談支援事業等について、都市自治体の超 過負担が生じないよう、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じるとともに、 障害特性等を考慮した、障害福祉サービスや相談支援体制の充実等を図ること。 また、利用者負担について一層の軽減策を講じること。
- (3) 事業者による安定的な事業運営及びサービス提供が可能となるよう、サービスの利用実態等を十分踏まえ、報酬単価の見直しや財政措置の拡充を含め、必要な措置を講じること。
- (4) 自立支援医療について、障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担の軽減 措置と同様の措置を講じること。
- (5) 不正請求等を行った障害福祉サービス事業所等への給付費について、国等へ返還する仕組みを改め、減免等が可能となるよう抜本的な見直しを行うこと。
- (6) 障害者サービスを利用している障害者が 65 歳に達した際、介護保険サービス の給付申請を拒否した場合等の取扱いについて、差異が生じないよう配慮するこ と。
- 2. 身体障害者及び知的障害者に係る運賃割引等の利用制限の撤廃や利用手続きの簡素化等について、関係機関へ要請すること。
- 3. 重度障害者への医療費助成について、十分な支援措置を講じること。

- 4. 障害者に対する虐待の防止について、安定した財政措置を継続するなど、一層の支援を図ること。
- 5. 発達障害児等の早期発見・早期療育に係る都市自治体の事業について、十分な財 政措置を講じること。
- 6. 障害者の地域での社会参加を保障するため、障害者の就労支援について、財政措置の拡充を含めた十分な支援措置を講じること。

また、障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する特例子会社について、障害者支援施設等と同様の支援が受けられるよう、関係法令の整備を含む必要な措置を講じること。

- 7. 障害者等が障害者用駐車スペースを円滑に利用できるよう、「パーキングパーミット制度」の全国的な導入を図ること。
- 8. 日常生活自立支援事業について、専門員等の拡充に向け必要な財政措置を講じるとともに、身近な地域で支援を受けられるよう、実施主体の拡大を図ること。
- 9. 障害認定について、障害者の実情が確実に反映されるよう、障害認定基準を見直すこと。

また、療育手帳について、公平性を確保するため、全国一律の判定基準を設けること。

地域医療保健に関する提言

地域医療保健の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医師確保対策について

(1)産科医・小児科医・外科医・麻酔科医等をはじめとする医師、看護師等の不足や地域間・診療科間等の医師偏在の実態を踏まえ、安心で質の高い医療サービスの安定的な提供を実効あるものとするとともに、医学部を新設して地域に根差した医師を養成するなど、地域を支える医師・看護師等の絶対数を確保するべく即効性のある施策及び十分な財政措置を早急に講じること。

また、病院勤務医及び看護師等の労働環境の改善を図るための支援策及び十分な財政措置を講じること。

- (2) 医学部定員の更なる増員等により、医師の絶対数を確保すること。
- (3) 医師等の不足が深刻な特定診療科や救急医療において、医師・看護師等の計画的な育成、確保及び定着が図られるよう、実効ある施策及び十分な財政措置を講じること。

また、産科・小児科医の集約化・重点化に当たっては、拠点病院である公的病院に適切な配慮を行うこと。

(4) 医学部入学に際し、実効ある「地域枠」を設けること。

また、地域医療を担う医師を養成するための「奨学金制度」等を拡充するとともに、十分な財政措置を講じること。

さらに、都市自治体が実施する医学生修学貸与資金について、返還義務免除時 は非課税扱いとすること。

(5) 看護師・助産師等医療を支える専門職の養成・確保及び地元への定着等を図るため、養成機関の充実や労働環境の改善等適切な措置を講じるとともに、財政措置等の充実を図ること。

また、看護教員の育成・確保を推進すること。

- (6) 育児休業後の円滑な職場復帰等、女性医師等の医療従事者が継続して勤務できる環境を整備するなどの支援策を講じること。
- (7) 新医師臨床研修制度の導入による医師不足への影響や問題点の検証を踏まえ、 地域医療が維持・確保できるよう当該研修制度の改善を図ること。

また、魅力ある研修体制へ向けて努力している地方病院について、適切な財政支援を行うこと。

(8) 医師に一定期間、地域医療従事を義務付けるなど、医師を地方に派遣する仕組みについて検討すること。

2. 自治体病院等について

(1) 自治体病院をはじめ地域の中核病院について、地域の実態に応じた医療の確保 や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じるとともに、規模の縮 小及び廃止を余儀なくされている病院等に対し、適切な措置を講じること。

また、自治体病院を開設する都市自治体に対する地方交付税措置の拡充を図ること。

さらに、公立病院特例債の元金償還に対する財政措置を拡充するとともに、補 償金免除繰上償還制度を拡充すること。

- (2)消費税率引き上げに伴い病院事業の負担が増大することから、十分な支援策を講じること。
- (3) 地域医療の確保に支障が生じることのないよう、公立病院改革ガイドラインを推進すること。

3. 救急医療について

小児救急医療をはじめとする救急医療及び周産期医療の体制整備・運営等の充実 強化を図るため、実効ある施策と十分な財政措置を講じること。

また、軽症患者の時間外受診への対応やかかりつけ医療機関への受診励行等、救急医療従事者の負担を軽減するための対策を講じること。

4. がん対策について

- (1) がん検診推進事業の対象範囲を拡大するなど、がん対策の一層の充実を図ると ともに、「がん対策推進基本計画」における受診率を達成できるよう、都市自治 体が実施するがん検診事業に対する十分な財政措置を講じること。
- (2) 女性特有のがんをはじめとするがん検診推進事業を継続するとともに、国の責任において、適切かつ十分な財政措置を講じること。

その際、国の計画を明確にしたうえで、当該事業の制度内容を速やかに開示し、十分な周知・啓発を行うとともに、地域の実態に応じて実施できる弾力的かつ恒

久的な制度とすること。

(3) 必要な緩和ケアを提供できるよう、基準病床数制度における緩和ケア病棟の新設・増床に係る特例を更に緩和するなど体制整備を推進すること。

5. 感染症対策について

- (1) 水痘、おたふくかぜ、成人用肺炎球菌及びB型肝炎ワクチン等について、早期 に定期接種として位置付けるとともに、既に定期接種化されているワクチンと合 わせ、十分な財政措置を講じること。
- (2) 法定接種化に当たっては、実施主体である都市自治体と協議するとともに、地域住民や現場に混乱を招くことのないよう、速やかな情報提供と十分な準備期間の確保に努めること。
- (3) 今後発生する恐れのある新型インフルエンザ等の感染症対策については、国・ 地方自治体及び関係機関等の役割分担と連携の仕組みの実効性を確保し、万全の 対策を講じること。

また、国民に対する的確な広報・啓発等の実施や都市自治体に対する正確かつ 迅速な情報提供に努める等、感染者発生を未然に防止するため、あらゆる措置を 講じること。

(4) ワクチンの安定供給対策を講じるとともに、国の責任において、価格抑制のための取組を行うこと。

また、ワクチン価格や問診料等の接種費用について、国の責任において、全国統一的な委託単価標準を設定すること。

- (5)日本脳炎の定期予防接種について、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した者に対する計画的な接種を進めるとともに、当該接種費用について財政措置を講じること。
- (6) 質の高い結核対策を確保するため、感染症指定医療機関に対する財政措置の充実を図ること。
- (7) 肝炎ウイルス検診を継続するとともに、十分な財政措置を講じること。 また、肝炎治療特別促進事業を継続実施するとともに、自己負担額の引下げや 助成範囲の拡大を図るなど、肝炎患者に対する支援を充実すること。
- 6. 各種医療費助成制度について、都市自治体の規模や財政状況等による格差を解消 し、国の責任において、国民が公平に医療給付を受けられるようにすること。

また、すでに実施している各種医療助成について、十分な財政措置を講じること。

7. 不妊治療に係る経済的負担を軽減するため、特定不妊治療費助成事業における対象治療法の範囲等を拡大するとともに、一般不妊治療に対する助成についても検討し、必要な支援措置を講じること。

また、不育症に係る治療費等に対する必要な支援措置を講じること。さらに、不妊及び不育症の相談体制を更に充実すること。

- 8. 難治性疾患患者の苦痛と負担の軽減を図るため、対象疾患の拡大をはじめとする必要な支援策を推進すること。
- 9. 都市自治体が行う 40 歳未満の者に対する健康診査について、助成制度を創設すること。

また、国において総合的な健康づくり施策を主導するとともに、国民の意識醸成 を図ること。

- 10. 住民検診に係る高額医療機器の整備について、財政措置の充実を図ること。
- 11. 急性期医療を終えた患者について、安心して治療・療養ができる環境整備を図ること。
- 12. 骨髄バンク事業におけるドナーについて、登録や移植に係る助成等の環境整備を図ること。
- 13. 子どものむし歯予防に有用な集団フッ化物洗口について、財政措置を講じること。
- 14. 東日本大震災関係について

被災した医療機関の早期再建や常勤医師の地域的偏在の是正に向けた取組みを 強化するとともに、地域住民が安心して暮らせる医療環境の充実を図ること。

国民年金に関する提言

国民年金の円滑な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 将来に向けて持続可能な年金制度を構築するため、最低保障年金を含め、その在り方について国民的な議論を行ったうえで、適切な見直しを行うこと。
- 2. 受給資格を満たせない無年金者及び定住外国人無年金者に対し、国の責任において救済措置を講じること。
- 3. 国民年金に関する資格の取得及び喪失等に係る職権適用範囲を拡大し、被保険者の届出等を簡素化すること。
- 4. 年金給付関係事務について、年金請求書の受理等事務を年金事務所に統一し、窓口の一元化を図ること。
- 5. 年金に係る常設の相談所について、利便性向上のため、早急な増設を図ること。

水道事業に関する提言

安全、安心な水道水の供給及び公営企業財政の健全化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 安全で安定した水道水の供給を図るため、水道施設について、耐震化や安全強化、 老朽化した施設の更新・改良、再構築等が促進されるよう、補助採択基準の緩和、 補助対象の拡大、補助率の嵩上げ等、財政措置の拡充等を図ること。

特に、石綿セメント管更新事業を復活させるとともに、老朽管更新事業の補助採択基準の緩和、補助対象の拡大、補助率の嵩上げを行うなど、水道管路耐震化等推進事業に係る財政措置の拡充等を図ること。

- 2. 水道事業の健全経営のため、起債の融資条件や借換制度の条件緩和を図ること。 また、複数の簡易水道事業が統合して設置された上水道事業、簡易水道事業が統 合された上水道事業について、地方公営企業繰出金の繰出基準を緩和するとともに、 地方交付税措置の拡充等を図ること。
- 3. 簡易水道事業の統合や簡易水道施設の整備について、補助率の嵩上げや補助対象 の拡大を行うなど、財政措置の拡充等を図るとともに、平成 28 年度までとされて いる補助対象期間を延長すること。
- 4. 計量法における水道メーターの検定有効期間について、延長を図ること。
- 5. 東日本大震災関係について

東日本大震災により被災した水道施設の維持補修や改修、撤去に係る費用について、財政措置の拡充等を図ること。

雇用就業対策に関する提言

雇用就業対策の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 総合的な雇用対策について
- (1) 地域の実態を踏まえた雇用創出を図るため、「緊急雇用創出臨時特例基金」を 積み増すとともに、同基金に基づく「緊急雇用創出事業」及び「重点分野雇用創 造事業」を継続・拡充すること。また、当該事業要件の見直しや新たな支援制度 の創設等、引き続き雇用対策の充実を図るとともに、十分な財政措置を講じるこ と。

なお、草刈りや清掃等の単純作業については、地域の実情に即した雇用対策であることから、緊急雇用創出事業の対象とすること。

- (2) 雇用者と求職者との需給のミスマッチが発生するなど、雇用情勢が一層厳しいものとなっていることを踏まえ、ハローワークと都市自治体の連携強化等の就労支援対策の拡充、地域の実情に応じた雇用創出及び求職者支援等の雇用対策の充実、更に都市自治体が独自に実施する雇用対策について、十分な財政支援を講じること。
- 2. 高齢者の就労機会の拡大を図ること。また、シルバー人材センター事業に対する十分な財政措置を講じること。
- 3. 女性の就労機会の拡大を図ること。
- 4. 地域若者サポートステーションについて、委託期間を複数年度に改めるとともに、地域の実情を踏まえ、事業実施に係る費用について十分な財政措置を講じること。
- 5. ふるさとハローワーク(地域職業相談室)について、廃止に係る基準を緩和し、 設置の恒久化を可能とすること。
- 6. ひとり親に対する就労支援として、雇用機会の拡充、雇用形態と賃金水準の改善、 就労継続しやすい雇用環境の確保や企業に対する採用目標値の設定など、雇用主の

理解と協力を得られる支援策を講じること。

7. 公正な採用選考を図るための雇用主等への啓発・指導を一層強力に進めるとともに、公正採用選考人権啓発推進員制度の充実を図ること。

廃棄物・リサイクル対策に関する提言

廃棄物・リサイクル対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な 措置を講じられたい。

1. 廃棄物処理対策について

(1) 循環型社会形成推進交付金について、所要額を確実に確保すること。

また、廃棄物処理施設の整備をはじめ基幹的改良や修繕等に係る支援措置を更に充実させること。

さらに、高効率ごみ発電施設の整備事業及び廃棄物処理施設における長寿命化 計画策定支援事業に係る時限措置の延長や災害廃棄物用ストックヤードの整備 事業を交付対象とするなど、都市自治体の実情に即したものとなるよう見直すこ と。

(2) 廃棄物処理施設の解体撤去工事費について、解体のみの場合や跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合等も循環型社会形成推進交付金の交付対象とするなど、財政措置の拡充を図ること。

また、当該施設の設置に関し、地域での紛争を回避するための必要な措置を講じること。

(3) 都市自治体が保管する P C B (ポリ塩化ビフェニル) 廃棄物の処理や P C B 濃度の測定に要する費用に対し、財政措置を講じること。

2. 家電リサイクル制度について

- (1) リサイクル費用については、製品購入時に支払う「前払い方式」に改めること。 また、対象品目の更なる拡大を図ること。
- (2) 不法投棄された廃家電製品の収集運搬費用、リサイクル費用については、拡大 生産者責任の原則に基づき、事業者が負担する仕組みとすること。
- (3) 特定家庭用機器を処分している不用品回収業者等に対し、都市自治体が法的根拠に基づき明確に指導できるよう、法的整備を図ること。
- 3. 使用済小型電子機器等のリサイクル制度について
- (1)費用負担については、国の責任において確実に財源を確保するとともに、都市 自治体に新たな財政負担が生じる場合については、国がその全額を負担すること。

(2) 市民や都市自治体に混乱を生じさせることなく、当該リサイクル制度を円滑に 実施するため、国の責任と負担において、普及啓発・広報を行うこと。

4. 容器包装リサイクル制度について

- (1) 拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化・明確化を図るとともに、 都市自治体と事業者等との役割分担及び費用負担を適切に見直すこと。
- (2) 容器包装廃棄物の減量と環境負荷の低減を進めるため、発生抑制、再利用を優先させる仕組みを構築すること。
- (3) プラスチック製容器包装の再商品化手法について、都市自治体の意向が反映されるよう見直しを行うこと。
- (4) 容器包装以外のプラスチック製廃棄物等について、再資源化が図られるよう見 直しを行うこと。
- 5. 廃棄物の発生抑制・削減のための施策の推進について
- (1) ごみの発生抑制と再資源化を実現するため、事業者によるLCA (ライフ・サイクル・アセスメント) の早期普及を図ること。
- (2) 都市自治体が実施する廃棄物削減に向けた取組に対し、更なる支援措置を講じること。

6. 東日本大震災関係について

- (1) 災害廃棄物の広域処理について、国は安全性に関する説明責任を十分果たすな ど支援体制の充実を図るとともに、都市自治体が被災地への様々な支援に取り組 むことができるよう環境整備に積極的に努めること。
- (2) 損壊家屋の解体撤去について、未だ解体できない家屋が残っていることから、 処理完了に係る目標期間の延長や財政措置の継続など、必要な措置を講じること。

生活環境等の保全・整備に関する提言

地域社会における快適で安全な生活環境づくりを推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地球温暖化対策を着実に推進するため、中期的な温室効果ガス排出量の削減目標を早急に定めるとともに、具体的かつ実現可能な工程を示すこと。

また、国と地方自治体の役割を早期に明確にし、都市自治体の役割に応じた実効性のある支援策を講じること。

- 2. 微小粒子状物質 (PM2.5) による大気汚染への対応について
- (1) 微小粒子状物質 (PM2.5) について、大気汚染防止法に基づく注意報等が発 令できるよう必要な措置を講じるとともに、PM2.5 濃度が高くなった場合の具 体的な対処方法を公表すること。
- (2) 都市自治体における監視体制を強化するため、財政措置の拡充を図ること。
- (3) 発生源や発生原因の解明を進めるとともに、越境汚染対策を含む実効性のある対策を早期に明確にし、実施すること。
- 3. 浄化槽整備事業等に対する支援について
- (1) 水洗化普及率の早期向上や合併処理浄化槽の普及促進等を図るため、補助率の 嵩上げや補助対象範囲の拡大等、浄化槽整備事業に係る財政措置の拡充を図ること。
- (2)地域で一体的に受検した浄化槽法第 11 条に基づく水質検査について、財政措置を講じること。
- 4. 騒音対策について
- (1) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成に向け、新たな目標期間を設定するとともに、必要な措置を講じること。
- (2) 低周波音問題について、低周波音に関する調査・研究を推進するとともに、健康被害との関係について「参照値」ではなく「基準値」を設定すること。 また、低周波音に係る最新情報を随時提供すること。

- 5. すべての建築物におけるアスベストの除去等の改善措置に対し、十分な財政措置等を講じること。
- 6. 地域における湖沼の環境保全対策に対し、更なる支援措置を講じること。
- 7. 公共施設等における土壌汚染対策に対し、財政措置を講じること。
- 8. 都市自治体が実施する特定外来生物の防除事業等について、更なる支援措置を講じること。
- 9. 火葬場の整備に対し、財政措置を講じること。
- 10. 世界遺産登録に向けた地域の取組に対し、更なる支援措置を講じること。

公立学校施設等の整備に関する提言

公立学校施設等の整備を推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1.公立学校施設等の耐震化事業及び耐震補強事業と同一棟の改修工事等を一体的かつ計画的に推進できるよう、必要な財源を確保するとともに、財政措置の拡充を図ること。

特に、補助単価等については、地域の実態に即した見直しを行うこと。

- 2. 公立学校施設について、都市自治体が新増築・老朽化対策等を計画的に推進できるよう、所要の予算を確保するとともに、財政措置の拡充を図ること。 また、補助単価等について、地域の実態に即した見直しを行うこと。
- 3. 学校 I C T環境整備について、十分な財政措置を講じること。また、校務支援システム整備等に対する財政措置を拡充するとともに、当該システムの標準化について検討すること。
- 4. 国有の学校用地については、無償譲渡または無償貸付とし、改築承諾料の徴収を 廃止すること。また、統廃合によって学校の用に供さなくなった用地については、 無償または大幅に減額したうえで、都市自治体に譲渡すること。
- 5.「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について(通知)」等に定められている国庫納付返還金に係る諸規定について、都市自治体が当該学校施設を有効活用できるよう、一層の見直しを行うこと。
- 6. 小中学校の統廃合等に伴う経費について、地域の実態を踏まえ、財政措置の拡充を図ること。
- 7. 社会教育施設等の耐震化事業等について、財政措置の拡充を図ること。
- 8. 東日本大震災関係について

- (1)公立社会教育施設について、災害復旧が完了するまでの間、必要な財政措置を講じること。
- (2) 学校施設の高台移転に際しては、防災機能等を備えた施設として整備できるよう、必要な財政措置を講じること。

義務教育施策等に関する提言

義務教育施策等の充実を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 分権型教育の推進について

- (1)公立小中学校教職員の人事権について、広域的な人事交流の仕組みを構築する とともに、中核市をはじめとする都市自治体に所要の税財源措置と併せて人事権 を移譲すること。
- (2) 都市自治体が地域のニーズに応じた独自の教育施策を展開することができるよう、学級編制権及び教職員定数決定権等を所要の税財源措置と併せて都市自治体に移譲すること。
- (3) 教育委員会の設置について、選択制を導入すること。

2. 教職員配置等の充実について

- (1)地域に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、少人数学級の推進等に向け、法改正等により学級編制及び教職員定数の標準を見直すとともに、所要の税財源措置を講じること。
- (2) 幼稚園の学級編制の基準を引き下げるとともに、所要の財政措置を講じること。
- (3) 生徒指導等に配慮を要する学校への養護教諭、食育を推進するための学校栄養教諭及び教員の事務負担を軽減するための事務職員等の配置を改善するとともに、十分な財政措置を講じること。
- (4)日本語指導等を必要とする帰国・入国児童生徒が在籍する学校について、教職員配置の充実を図るとともに、日本語指導等を行う支援員の配置を充実させるため、財政措置の拡充を図ること。
- (5) 育児短時間勤務の実施に伴い、学校運営に支障を来すことのないよう、学級担任の確保等、常勤教員の補充について十分配慮すること。
- (6) 学校図書館の充実を図るため、専任の司書教諭を適切に配置するとともに、必要な財政措置を講じること。
- (7) 小学校の外国語活動、中学校の外国語学習等の円滑な実施のため、地域の実態に即した外国語指導助手等の確保・配置や研修等に必要な支援策及び財政措置を 講じること。

- (8) 人権教育及び人権啓発に係る加配教員の充実を図ること。
- (9) 不登校など教育上特別の配慮を要する児童生徒に対する適切な指導を行うため、 児童生徒支援教員等の加配の充実を図るとともに、適応指導教室への支援措置を 講じること。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を充実させること。

- (10) 生徒指導上の問題に対応する専門職員に係る各種補助事業等を統合し、学校の 状況に応じた的確な配置を可能とすること。
- (11) I C T教育の推進に向け、加配教員及び I C T 支援員の配置や研修制度の強化等を行い、指導者の充実を図ること。
- (12) 地域における子どもの見守り活動を定着させるため、スクールガードリーダーを適切に配置できるよう十分な財政措置を講じること。
- (13) 部活動に係る教職員の負担軽減を図る措置を講じること。
- (14) 指導主事の配置に対して十分な財政措置を講じること。
- 3. 障害児等の学習環境の充実について
- (1) 普通学級に在籍する障害児や、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥・多動性障害)等の児童生徒に対する教員、特別支援教育支援員等の適正配置や施設整備等について、十分な財政措置を講じるなど、特別支援教育の充実を図ること。
- (2) 特別支援学級における児童生徒の定数の引下げを行うこと。
- (3)入退院を繰り返す児童生徒に配慮し、院内学級について入級手続きの簡素化を図ること。
- (4) 幼稚園における発達障害の症状の早期発見や発達障害のある者の状況に応じ適切な発達支援を行うため、保育補助員等の雇用・配置に係る財政措置を講じること。
- 4. いじめ対策について、第三者的立場の専門委員会の設置や学校ネットパトロール 事業及び調査事業等の都市自治体の取組に対し、財政措置等の支援策を講じること。
- 5. 小中一貫教育を推進するため、義務教育学校設置に係る法整備等を早期に行うとともに、「義務教育免許状」を創設すること。

- 6. 小中学校の統廃合に伴う教職員定数の減少や都市自治体の財政負担に対し、所要の支援措置を講じること。
- 7. スクールバス運行等による遠距離通学者に対する通学支援について、補助期間等の制限を緩和するなど、財政支援の拡充を図ること。

また、路線バス等をスクールバスとして活用する事業について、財政措置を講じること。

- 8. 学校給食費の未納問題に対処するべく、必要な法整備等を行うこと。
- 9. 学校等における食物アレルギー事故防止に向けた都市自治体の取組に対し、技術的・財政的支援を講じること。
- 10. 要保護・準要保護児童生徒就学援助費、特別支援教育就学奨励費について、教育の機会均等の観点から、十分な財政措置等を講じること。
- 11. 「放課後子ども教室推進事業」及び「放課後児童健全育成事業」について、一体的に推進できる体制を整備するとともに、運営実態にあわせた財政措置の拡充を図ること。
- 12. 幼稚園就園奨励費について、超過負担が生じないよう十分な財政措置を講じるとともに、保護者負担の軽減を図るため所得制限を緩和するなど、一層の支援措置を講じること。
- 13. 幼保一元化施設の設置を推進するため、幼稚園を指定管理者制度の対象とすること。
- 14. 新学習指導要領実施に伴う教師用教科書等の購入経費について、適切な財政措置を講じること。
- 15. 公立高等学校の授業料無償化について、超過負担が生じないよう授業料収入相当額を全額交付すること。

- 16. 地域に開かれた学校づくりを推進するため、学校運営協議会制度及び学校評議員制度の実施に係る財政支援措置を講じること。
- 17. 独立行政法人日本学生支援機構の育英奨学事業について、能力がある者の奨学金貸与の希望に対応できるよう事業の充実を図ること。

また、大学生対象の奨学金制度については、成績条項を緩和し、無利子貸与枠の 拡充に十分に配慮すること。

- 18. 私立学校振興助成法に基づく私立高等学校及び私立幼稚園等に対する経常的経費の助成について、助成額を増額するとともに、十分な財政措置を講じること。
- 19. 子どもの基本的な生活習慣の定着のため、生活習慣病予防対策について、一層の充実を図るとともに、食育推進体制の確立を図ること。
- 20. 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付について、医療費の支給期間を延長すること。

また、生活困窮家庭の共済掛金に係るセンターへの国庫補助について、十分な財源措置を講じること。

- 21. 青少年教育の充実のため、国の責任において、国立青少年交流の家の存続を図ること。
- 22. 地方文化の振興を図るため、文化財等の保存・活用・修理等について、財政措置の拡充を図ること。
- 23. 東日本大震災関係について
 - (1) 震災以降の心のケアが必要な児童生徒に対し、よりきめ細かな教育を実現し、 豊かな教育環境を整備するため、弾力的な学級編制ができるよう復興加配教員等 の継続した配置を図るとともに、養護教諭や栄養教諭も含めた加配の充実を図る こと。

また、緊急スクールカウンセラー等派遣事業を継続実施すること。

- (2)被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金を活用した就学援助費による通学補助制度について、学校の移転整備が完了するまでの間、支援を継続すること。
- (3) 学校の高台移転や学校統合による通学路変更に伴い必要となるスクールバス及び通学路の整備に対し、必要な財政措置を講じること。

まちづくり等に関する提言

まちづくり等の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 魅力ある都市づくりを実現するため、都市自治体が自主的・主体的な取組ができるよう、都市計画法、建築基準法等における権限を都市自治体に移譲すること。
- 2. 地域の実情に応じた土地利用等
- (1)都市再生整備計画事業等については、地域の実情に合った事業を計画的に実施することができるよう、弾力的な運用を図ること。
- (2) 農地転用許可及び農業振興地域の指定・変更等の権限については、都市自治体 に移譲するとともに、地域の実情を踏まえ弾力的な運用を図ること。

また、上記の権限が移譲されるまでの間、耕作放棄地を耕作地として再生した 都市自治体が企業誘致等を進める際、再生した農地の面積分の開発が許可される よう土地利用の規制を緩和すること。

3. 街路事業の促進

- (1)都市計画道路及び幹線街路の整備を着実に推進するため、安定的かつ十分な財源を確保し、地域特性を考慮した財政措置等を講じること。
- (2)連続立体交差事業及び関連するまちづくり事業については、地域の実情に合った財政支援措置を講じるとともに、採択基準の緩和を図ること。
- (3) 交通結節点周辺における利用者の利便性を確保するため、自由通路や橋上駅舎 化等の整備については、地域の実情に合った財政支援を行うこと。
- 4. まちづくりや中心市街地の活性化に関する施策については、適切な財政措置を講じること。

また、中心市街地活性化基本計画の認定地域への確実な支援を講じるとともに、地域商業の活性化に資する取組に対し支援措置を講じること。

5. 国土の均衡ある発展を図るため、各地域を一体的に整備する施策等を着実に推進すること。

6. 歴史的風土特別保存地区の指定拡大については、都市自治体の意向を踏まえ適切な措置を講じること。

また、地域における歴史的景観や歴史的風致を維持するため、支援制度の充実を図ること。

- 7. 不適切な残土処分行為を規制するため、実効性のある法的整備を図ること。 また、山砂利等の採取跡地の修復整備及び環境改善を図るため、自治体が良質な 建設発生土を確保できるよう、適切な措置を講じること。
- 8. 国から譲渡された法定外公共物の維持管理については、財政措置を講じること。
- 9. 東日本大震災に係る「防災集団移転促進事業」の移転促進区域内の土地の買取については、買取ができない土地も含め、全ての土地を買取ることができるよう弾力的な運用を可能とすること。

また、全ての土地を買取できない場合は、「防災集団移転促進事業」で取得した土地と買取できない土地との交換を可能とすること。

下水道に関する提言

基幹的な生活環境施設として極めて重要な下水道の整備を効率的・効果的に促進するとともに、防災・安全対策等、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 下水道の計画的な整備促進
- (1) 下水道事業の計画的な普及拡大並びに整備促進を図るとともに、老朽化する下水道施設の耐震化や改築・更新等を促進し、下水道運営に支障が生じないよう、必要な財政措置等を講じること。
- (2)「市町村の合併の特例等に関する法律」の特例措置後の流域下水道事業について、都道府県による施設管理の継続や特例期間の延伸など地域の実情に応じた制度改正を行うとともに、必要な財政措置を講じること。
- (3)下水道の整備促進や地方自治体が担う財政負担の軽減のため、下水道事業債の 償還期間の延長及び借換債制度等の適用要件の緩和を図ること。

また、補償金免除繰上償還制度の再構築と対象債の拡充等を図ること。

- (4) 私道への公共下水道の敷設の円滑化が図られるよう必要な方策を検討すること。
- 2. 節水意識の向上等に伴う使用料収入の減少、老朽施設に係る更新費用の増大及び消費税率引き上げ等、厳しい経営状況にある下水道事業に支障が生じないよう配慮すること。
- 3. 国庫補助金等の交付を受けて取得した下水道未利用地の利活用を図るため、市単独費で取得した用地との交換や国費の返還なしに用途変更等が可能となるよう包括承認制度の要件を緩和すること。

公共事業の充実に関する提言

公共事業を円滑に推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 災害に強い都市基盤の構築、地域経済の活性化を図るため、都市基盤の計画的かつ着実な整備に必要な公共事業予算を十分確保すること。
- 2.「社会資本整備総合交付金」の充実
- (1)「社会資本整備総合交付金」については、同交付金の目指す地方の社会資本整備が計画的かつ効率的に実施できるよう、十分な予算を確保するとともに、採択基準の緩和など対象メニューの拡充を図ること。
- (2) 同交付金制度の運用に当たっては、都市自治体が活用しやすい仕組みにするとともに、事務の簡素化に配慮すること。
- 3. 公共施設の老朽化に伴う維持管理・更新に対する財政措置を拡充するとともに、機能の集約化・複合化による公共施設の更新(再生)を実施する際には、省庁の規制に捉われない施設整備計画を認めること。
- 4.「防災・安全交付金」については、十分な予算額を確保するとともに、対象メニューを拡充すること。
- 5. 公契約において、適正な労働条件や品質が確保されるよう、労務単価の下落に歯 止めをかける対策など必要な措置を講じること。
- 6. 公共事業用地及び代替地取得を円滑に推進するため、譲渡所得に対する特別控除額の引上げ等、税制上の優遇措置を拡大すること。

都市公園等に関する提言

緑と潤いある安全で良好な生活環境を形成する都市公園等の整備を促進するため、 国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 都市公園の整備を着実に推進するため、都市公園事業等に対し、十分な財政措置を講じること。

また、公園施設の安全管理を強化するための維持管理費については、公園施設長寿命化計画に基づいた補修等に係る財政支援を講じること。

さらに、市街地の防災性や公園施設の安全性の確保を図るため、「都市公園安全・ 安心対策緊急総合支援事業」を継続すること。

- 2. 緑地等保全のための支援制度の充実
- (1)都市における緑地、景観保全を図るため、特別緑地保全地区等に対する支援制度の充実を図ること。
- (2)都市における民有地等の緑地保全を図るため、保存樹林地等に対する相続税納税猶予制度等、土地所有者の負担軽減制度の見直しを行うとともに、自治体が行う買取に対する支援措置を講じること。

雪寒地帯の振興に関する提言

雪寒地帯の振興のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 積雪時の除雪に係る支援制度の推進
- (1) 雪寒地帯における市町村道の除雪費及び豪雪被害に対し、安定的な財政措置を講じること。

また、除雪費等の算定は年度当初では困難であるため、社会資本整備総合交付金以外に除雪費等に特化した交付金を創設すること。

- (2) 冬期間における主要幹線道路の確保のため、除雪機械や消融雪設備の整備促進を図るとともに、除雪待機料を対象とした支援制度を創設するなど、確実な除雪体制を確立すること。
- (3)地域の実情を踏まえ、豪雪地帯における高齢者等要援護者世帯の除雪に対する 支援制度を創設すること。また、空き家の除排雪に対する財政支援措置を講じる こと。
- (4) こどもの安全・安心な教育環境を維持するため、学校施設及び周辺の除排雪対策の支援制度を創設すること。
- (5) 障がい者施設の融雪設備に係る費用については社会福祉施設等施設整備費の対象とすること。
- 2. 雪寒指定路線の指定に当たっては、地域の実態に応じて弾力的な運用を図ること。
- 3. 雪寒指定道路以外の市道消雪施設整備及び除雪経費に対して、「社会資本整備総合交付金」の対象にするなど財政支援の拡充を図ること。

また、融雪・消雪設備の開発に対する技術的支援を講じること。

道路整備財源の確保等に関する提言

都市生活を支える重要な基盤施設である道路の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 地方が真に必要とする道路整備が引き続き計画的に実施できるよう、地方の意見を踏まえ、必要な財源の充実強化を図ること。
- 2. 有機的な道路ネットワーク整備のための財源確保等
- (1) 高速自動車国道、一般国道、地方道等におけるミッシングリンクを解消し、有機的なネットワークを形成するとともに、大規模災害時における代替性や広域的な医療サービスの提供を考慮した円滑な交通体系の確立を図るため、その整備に当たっては、地域の実情を十分勘案して必要な財源を確保し、早期の完成を図ること。
- (2) 新直轄方式の高速道路については、地域の実情等を十分に勘案し整備促進を図るとともに、抜本的見直し区間の整備に着手すること。 また、実質的な地方負担が生じないよう措置すること。
- (3) スマートインターチェンジ等の整備促進等を図ること。
- (4) 市町村合併による地域間の交流・連携を図る合併支援道路や広域連携道路などの整備を促進すること。
- 3. 道路・橋梁等の長寿命化が図れるよう、耐震化、維持管理・更新等に対する財政措置の充実を図ること。
- 4. 都市部や都市周辺部の主要幹線道路における渋滞を解消するため、道路の拡幅、 パークアンドライド等の施策を推進すること。
- 5. 狭あい道路整備促進事業については、事業期間の延長を図ること。
- 6. 災害時における住民の安全・安心を確保するため、高速道路等の道路の防災機能 を活かし、防災拠点施設や避難場所等を一体的に整備すること。

- 7. 国道の道路景観の向上や通行の安全確保を図るため、維持管理基準を見直すとともに、必要な予算を確保すること。
- 8. 訪日外国人の利便性向上を図るため、道路案内標識等における外国語表記を推進すること。

9. 東日本大震災関係

- (1)「社会資本整備総合交付金」(復興枠) については、平成 26 年度以降も継続すること。
- (2)被災地域の再生に必要な復興道路・復興支援道路等の道路網の整備促進を図ること。
- (3) 地域の安全性を確保し、更なる復興を図るため、道路・橋梁等の維持管理・更新、撤去等に係る費用について財政措置を充実すること。

運輸・交通施策の推進に関する提言

運輸・交通施策の更なる推進及び地域の振興を図るため、国は、次の事項について 積極的な措置を講じられたい。

1. 整備新幹線の早期開業等

(1)整備新幹線の利便性の向上を図るとともに、建設財源を安定的に確保し、早期 開業を目指すこと。

また、基本計画に定めている未整備区間の事業化実現に向けて取り組むこと。

- (2)整備新幹線とその関連施設の建設費に対する沿線自治体の負担を軽減するよう、 幅広い観点での建設財源を確保すること。
- 2. 整備新幹線の並行在来線については、JRからの経営分離後も、安定的な経営維持及び利便性向上のための施設整備ができるよう、事業運営に対する財政支援措置を講じること。

また、沿線自治体への負担軽減に配慮した財政措置を講じること。

3. リニア中央新幹線の早期実現に向け、関係団体と連携した事業推進を図るとともに、関連施設の整備に対する適切な財政措置等を講じること。

4. 鉄軌道の整備促進等

- (1) 主要幹線鉄道、都市鉄道、地方鉄道及びLRT、フリーゲージトレイン等の鉄 軌道の利便性の向上及び関連施設の整備促進に必要な財政支援措置を講じるこ と。
- (2) 都市高速鉄道の早期建設及び路線延長や軌道系交通網の整備に対する補助制度の拡充を図ること。
- 5. 地方鉄道の路線維持のため、厳しい経営状況にある鉄道会社に対し、債務の繰上 償還や金利負担の軽減等の措置を講じること。
- 6. 航空ネットワークの維持等
- (1) 地方航空路線が地方の産業・経済及び地域住民の生活に多大な影響を与えるこ

とを踏まえ、全国の航空ネットワーク及び地方路線の維持のための措置を講じる こと。

- (2) 地方空港における就航便を確保するとともに、国際線の受け入れ強化や空港施設及び周辺地域の総合的な整備を促進し、空港を活用した地域振興策を積極的に推進すること。
- 7. 鉄道駅周辺地域における放置自転車等の解消を図るため、「自転車法」を改正し 鉄道事業者に駅周辺への自転車等駐車場の設置を含む対応策を義務付けること。

また、駐輪場設置のための鉄道用地について、無償貸与とする等の適切な措置を講じること。

8. 水上バイクによる死亡・傷害事故が多発していることから、違反行為を厳格に取り締まれるよう法体制を整備すること。

また、操縦者への安全指導の徹底を図ること。

- 9. 放置船等に対する対策の強化
- (1) 海上保安庁との連携により放置船等に対する監視・罰則を強化すること。
- (2) 船舶等の放置による漁業活動や環境、景観等への影響が懸念されることから、 監視・罰則を強化すること。

また、船舶等の係留保管施設の整備促進を図ること。

- (3) 船舶の変更登録及び末梢登録等の申請時における状況確認を確実に行うとともに、地元自治体との情報共有を可能とする体制を構築すること。
- (4)漁船については、登録時における廃船処理に関する費用の預託や誓約書の提出を義務付けること。
- 10. 地域住民の生活道路として、また地域経済の活性化などに配慮した高速道路等の料金改定を行うこと。
- 11. バイオ燃料自動車の利用促進に向け、燃料供給施設の整備促進のための財政支援措置を講じるとともに、バイオディーゼル燃料の普及促進のため、関係法令を見直すこと。

また、電気自動車等の普及促進を図るため、支援策を拡充すること。

12. 東日本大震災に係る地域産業の復興・再生を進めるため、鉄道の早期復旧が図られるよう、市町村への財政支援を拡充し、鉄道事業者に対する支援措置を継続すること。

また、東北地方の高速道路利用料の支援措置等を継続すること。

生活交通の維持に関する提言

生活交通を確保し、地域交通ネットワークを維持するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地域住民の生活に不可欠な移動手段を確保し、小規模な自治体でも安心して日常生活、社会生活が送れるよう、真に地域が必要とする公共交通ネットワークの形成を図るとともに、必要な財政支援措置を講じること。

また、交通政策に関する法制度を早期に制定し、関連施策の着実な推進及び財政支援措置を拡充すること。

2. 厳しい経営状況にある地方鉄道に対し、健全な経営が行えるよう支援制度の拡充を図ること。

また、沿線都市自治体が行う地方鉄道への赤字補てん等の支援に対する財政措置等を講じること。

3. 地域住民の生活に必要不可欠であり、最も身近な交通機関である地方バス路線やコミュニティバス路線等に対し、安定的に維持できるよう恒久的な財政支援措置を講じること。

また、「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」の補助要件や車両の保安基準を緩和するなど、支援体制の拡充を図ること。

- 4. 島しょ部の生活交通として欠かせない離島航路を維持・確保していくことができるよう、離島航路整備施策の充実を図るとともに、積極的かつ恒久的な財政支援措置等を講じること。
- 5. 地域の実情にあった交通体系の構築を促進するため、LRTをはじめとする新しい交通システムの導入に向けた支援の充実強化を図ること。
- 6. 地域公共交通協議会の協議・承認事業について、地域の実情にあった柔軟な運営ができるよう、制度の見直しを行うこと。

また、小型車両による乗合運送事業の実施のための車両基準について、地域公共

交通協議会の協議事項に含めるとともに、バリアフリー等地域の実情に対応した乗 合事業用車両の仕様を標準化すること。

- 7. 自転車を利活用したまちづくりを推進するため、自転車活用推進事業及び利用環境整備事業などに対する財政支援措置を講じること。
- 8. 東日本大震災に係る地域産業の復興・再生を進めるため、鉄道の早期復旧が図られるよう、鉄道事業者に対する支援事業を継続すること。

また、鉄道復旧までの代替交通及び仮設住宅からの公共交通を確保するため、必要な財政支援措置を講じること。

港湾・海岸の整備促進等に関する提言

国民生活・産業活動を支える重要な社会資本である港湾・海岸保全等の整備促進を 図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1.「港湾整備事業」及び「海岸整備事業」の促進を図るため、必要な予算を確保すること。
- 2. 国際コンテナ戦略港湾において、ハブ機能の強化に向けたインフラ整備や港湾運営主体の強化等のハード・ソフトー体となった総合的な施策を集中することにより、 国際競争力の強化を図ること。
- 3. 総合的な防災・減災対策の強化・促進
- (1) 地震、津波、高潮及び台風等の自然災害から国民の財産・生命を守り、被害を 軽減するため、耐震化、耐震診断等をはじめハード・ソフト一体となった港湾・ 海岸における総合的な防災・減災対策を強化・促進すること。
- (2) 津波などの波浪の観測体制を強化すること。
- 4. 既存港湾施設や海岸保全施設の有効活用を図るため、延命化・長寿命化に資する維持管理・更新に対する財政措置の充実を図ること。
- 5. 我が国経済の活性化を図り、民需・雇用の創出に資するため、重要港湾及び地方 港湾の物流機能の強化を図り、総合的な物流基盤施設及び幹線臨港道路の整備の推 進を図ること。
- 6. 侵食が進んでいる海岸について、浸食対策への技術的支援を講じるとともに、離岸場や養浜の整備など海岸浸食対策事業に対し財政措置の充実を図ること。

7. 漂着・漂流ごみ対策

- (1)市町村が漂着・漂流ごみの適正処理に要した経費に対し、地域の実態を踏まえ、財政措置を拡充するとともに、海岸漂着物に係る関係法令の整備を行うこと。
- (2) 諸外国による海洋不法投棄を防止するため、日本海沿岸諸国と不法投棄防止対

策や適正処理について多国間での協議を行い、責任の所在とモラルの徹底を取り 決めること。

8. 東日本大震災関係

- (1) 多重防災型まちづくりに必要な湾口防波堤と防潮堤等の海岸保全施設等の速や かな復旧整備を図るとともに、現在整備中の湾口防波堤等についても早期に整備 すること。
- (2) 災害復旧事業については、その工期にかかわらず、必要な延長を行い、十分な 財源を確保すること。

また、海岸堤防の復旧整備に当たっては、津波の外力条件や設計基準を地域の実情に沿って見直すこと。

- (3)地域の再活性化を図るため、海浜公園やサイクルロード等の整備等、海浜エリアの環境整備に係る制度を創設すること。
- (4) 大水深岸壁の整備と岸壁、荷役機械及び野積場の一体的な耐震化を図ること。

治水事業等の推進に関する提言

国土の保全と水資源の供給、河川環境の保全等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 気候変動等で多発している大規模水害や、局地的大雨等による河川等の氾濫・洪水から住民生活を守るため、危機管理体制の充実強化を図るとともに、治水設備の整備・改修や排水設備の充実強化、堆積土砂及び葦の除去など災害の未然防止に向けた抜本的な対策を検討し、所要の財政措置を講じること。

また、河川の上流から下流までの総合的な治水対策事業や、準用河川の改修事業等の着実な推進が行えるよう、財政措置の拡充を図ること。

- 2. 急傾斜地崩壊対策事業等の着実な整備促進を図るため、急傾斜地崩落危険箇所の再調査等、早期の防災対策を実施するとともに、所要の財政措置を講じること。
- 3. 特定多目的ダムの建設に要する費用の負担について、基本計画の変更による増額 が当初予定とかけ離れた負担額となることのないよう、負担限度額設定等の措置を 講じること。

また、供用開始後において、「国有資産等所在市町村交付金法」の規定により受益市町村に発生する特別の納付金についてはその軽減を図ること。

4. ダム事業のあり方については、各地域の実情等を勘案し、地域住民にとって安全・安心が確保されるよう十分な治水対策を講じるとともに、環境整備に必要な支援を行うこと。

また、既存ダムの改修等について、所要の財政措置を講じること。

- 5. 都道府県の収入となっている流水占有料等については、河川流域都市の置かれている状況を踏まえ、法改正等により当該都市自治体にも財源配分が可能となるよう制度を見直すこと。
- 6. 水防団が地域の防災組織として活動できるよう、専任水防団活動の公務範囲を拡大し、法的位置づけを図ること。

7. 東日本大震災に係る砂防ダム等公共施設の維持補修、改修工事、撤去における費 用について財政措置を講じること。

住宅・建築施策に関する提言

良好な住宅の供給及び管理体制の整備等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 空き家・空き建築物対策の充実
- (1)管理放棄された住宅等については、住民の安全を守る観点などから、都市自治体等が直接かつ容易に解体撤去等が行えるよう法整備を図るとともに、その費用について財政措置を講じること。

また、解体撤去後の土地についても、所有者の負担が軽減されるよう必要な見直しを行うこと。

- (2)「空き家再生等推進事業」については、地域の実情を踏まえ、平成26年度以降も適用地域の拡大を図ること。
- 2. 住宅及び建築物の耐震化を促進するため、耐震化に係る補助率の引上げ、要件の 緩和等の財政措置を拡充すること。

また、都市自治体が実施する住宅の耐震改修等の促進事業について、支援措置の拡充を図ること。

- 3. 地域改善に係る特別事業への対応
- (1)「住宅新築資金等貸付助成事業」については、貸付金回収の対象要件を更に緩和するとともに、貸付金の償還完了まで必要な財政措置を講じること。

また、貸付事業を行った市町村の実態把握に努め、適切な措置を講じること。

- (2)「住宅新築資金等貸付事業」における償還業務については、償還指導等に係る 住民情報及び資産情報等を円滑に取得できるよう関係法令の整備を図ること。
- (3) 2戸1棟型改良住宅については、建築後一定の期間が経過したものから、低廉かつ容易に順次払い下げが行えるよう、弾力的な対応を図ること。
- 4. 土砂災害特別警戒区域内における住宅の建替えや区域外への移転に対し支援を行うこと。
- 5. 高層住宅におけるライフラインの確保のため、エレベーターや上下水道接続部の

耐震化、高層階への備蓄倉庫の設置義務などの対策を講じること。

観光に関する提言

観光は関連する産業のすそ野が広く、地域経済への波及効果の大きい分野であることから、地域の観光産業の振興を図るため、国は次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 外国人観光客の受け入れなど、都市自治体等が行う観光振興策に対して、総合的な財政支援措置を講じること。
- 2. 観光客の受け入れ施設など、観光・交流の拠点となる港湾機能の充実・強化策に対する財政措置を講じること。
- 3. 東北地方の旅客事業者への補助等の観光振興に係る支援措置を継続すること。

農業の振興に関する提言

農業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、地域の実情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 経済連携協定等に係る適切な対応
- (1)環太平洋パートナーシップ (TPP)協定は、国民生活に大きな影響を及ぼすものであることから、国民に対し、交渉内容に関する徹底した情報開示と明確な説明を行い、国民的議論を尽くすとともに、国益を十分に守り、我が国の繁栄につながるよう交渉を進めること。

また、TPP協定により打撃を受けることが懸念される国内の農林水産業や地域経済に及ぼす影響を踏まえ、米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物等の重要品目を関税撤廃の対象から除外するとともに、食料安全保障の確保、食品の安全・安心の確保、国民皆保険制度の維持をはじめ、医療・社会福祉、政府調達等の各分野への懸念が現実のものとならないよう万全の体制で臨むこと。

併せて、「日本再興戦略」に掲げた農林水産業の競争力強化に向けた取組を着 実に実行するとともに、「農林水産業・地域の活力創造本部」において、今後の 政策の方向性を早期に明らかにし、食料自給率の向上に資する農林水産関連施策 の一層の充実並びに持続可能な力強い農林水産業を確立すること。

- (2)経済連携協定(EPA)や自由貿易協定(FTA)交渉等においては、国内の 農林水産業や地域経済に及ぼす影響を踏まえ、米、小麦、乳製品をはじめとする 重要品目を関税撤廃の対象から除外すること。
- (3) WTO農業交渉に当たっては、従来の「多様な農業の共存」を基本理念として、 非貿易的関心事項への配慮など日本提案の実現を目指し、上限関税設定の導入の 阻止、重要品目の数の十分な確保など適切な国境措置を確保すること。
- 2. 我が国の農林水産業の持続的発展と長期的な安定を図るため、今後取りまとめられる「農林水産業・地域の活力創造プラン(仮称)」において、総合的かつ具体的な対策を早急に講じること。
- 3. 経営所得安定対策の平成 26 年度以降の在り方の検討に当たっては、真に農業者の経営安定に資する制度とするために、地域の特性や実情を反映し、農業者及び都

市自治体の意見を十分に尊重すること。

また、農業者等が安心して農業に取り組むことができるよう、制度を法制化し、十分な周知・移行期間を設けるとともに、事務手続の簡素化を図ること。

4. 担い手対策等の推進

- (1) 認定農業者や集落営農組織等の担い手を育成確保するための支援措置の充実を図ること。
- (2)人・農地プランの作成手続の簡素化を図るとともに、同プランに係る「新規就農・農地集積支援制度」について、「青年就農給付金」の年齢要件や独立・自営農業要件を見直すなど、対象要件を拡充すること。
- (3) 農作業機械や施設の更新及び長寿命化に係る財政支援措置を講じるとともに、 農業者年金で青色申告をしている認定農業者等と家族経営協定を締結し、経営に 参画している後継者の配偶者を保険料補助の対象とすること。

5. 6次産業化等の推進

- (1) 持続可能な力強い農業を育てるため、農業・農村の6次産業化を促進するため の財政支援措置の拡充を図ること。
- (2)「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」による農産物直売所、地域食材供 給施設等の整備を推進するため、既に市街地を形成している地域も含めるよう 「農山漁村活性化法」の見直しを行うこと。

6. 農業農村整備事業の推進

(1)農業生産基盤整備及び農村生活環境基盤整備等を計画的かつ円滑に推進するため、農業農村整備に係る諸施策の充実強化を図るとともに、必要な予算を確保すること。

また、農業生産基盤及び農村生活環境基盤等の保全管理についても計画的かつ 円滑に推進できるよう保全管理に係る制度を拡充するとともに、国、都道府県、 市町村、土地改良区等の役割分担のあり方を十分議論し、必要な予算を確保する こと。

さらに、土地改良事業を効率的かつ円滑に実施できるよう手続きの簡素化を図るとともに、土地改良法等の関係法令を見直すこと。

(2) 頻発する災害に対する備えを強化し、安全で快適な農村をつくるため、農地と

農業用施設の防災・減災対策の充実強化を図ること。

また、地域の実情に応じた事業メニューの拡充や補助要件等の見直しを行うと ともに、より一層の財政支援措置を講じること。

(3)被災した農地・農業用施設等を適切かつ速やかに復旧するため、財政支援措置の拡充を図るとともに、災害査定に係る事務労力の軽減及び事務手続きの簡素化を図ること。

また、農地の災害復旧事業について、離島における復旧限度額の引上げ等を行うこと。

- 7. 中山間地域等をはじめとする農山村の活性化
- (1) 中山間地域の財政支援措置の充実強化を図ること。

また、過疎化や高齢化が進行している「水源の里」(いわゆる限界集落)をは じめとする農山村の振興・活性化を図るための諸施策の推進及び財政支援措置を 充実強化すること。

- (2)「農地・水保全管理支払交付金」及び「環境保全型農業直接支払制度」については、制度の更なる充実強化及び必要な予算の確保を図ること。
- (3) 耕作放棄地等の解消に向けた再生・利用の取組に対する支援を充実すること。
- (4) 次世代へ継承すべき重要な農法や生物多様性等を有する「世界重要農業遺産」に対する助成制度を創設すること。

8. 鳥獣被害防止対策の充実強化

(1) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、「鳥獣被害防止総合対策」を平成26年度以降も継続的な制度とするとともに、必要な予算を確保すること。

また、地域の実情に応じて弾力的な運用ができるよう事業メニューを拡充する とともに、補助率や配分基準等の見直しを行うなど、より一層の財政支援措置を 講じること。

(2) 野生鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害が一層深刻な状況 にあることから、森林の生態系等環境問題とも連携した駆除・防除対策の調査研 究を行うとともに、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策を一層推進し、 安全かつ効率的・効果的な対策を講じること。

併せて、食害等による森林災害の防止に向けた取組を推進するとともに、十分 な財政支援措置を講じること。

- (3) 住民に被害が及ぶおそれがある場合等の緊急時において、より柔軟な対処が可能となるよう、鳥獣保護法及び銃刀法等の関係法令の見直しを行うとともに、関係機関と連携した横断的な体制を構築すること。
- (4) 猟銃の所持許可手続きに係る狩猟者の負担軽減等、捕獲の担い手を確保するために必要な措置を講じるとともに、捕獲従事者の技術向上のため、射撃場を確保するための措置を講じること。
- 9. 生乳消費量の伸び悩みや飼料の高騰など畜産・酪農業を取り巻く環境が厳しいことから、配合飼料価格安定対策を推進すること。

また、自給飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営を行うため、国産飼料の生産・利用に向けた取組を一層推進するなど、更なる経営安定対策を講じること。

さらに、畜産農家の施設整備や家畜導入等に係る支援措置を拡充すること。

- 10. 食の安全・安心確保対策の推進
 - (1) 食の安全・安心に関する国民の信頼を確保するため、食品安全対策の強化を図ること。
 - (2) 牛海綿状脳症(BSE)対策については、BSE検査のあり方を含めたリスク コミュニケーションを徹底して行うこと。
- 11. 米の消費拡大策に積極的に取り組むなど、食料自給率向上に向けた抜本的な対策を早急に講じること。
- 12. 国産農産物の価格安定対策を強化するとともに、生産・流通コスト低減のための取組に対する支援等を推進し、経営環境の変化に対応した生産者等の経営安定と所得の向上を図ること。
 - (1) 農業経営の安定と食料・農業・農村施策の総合的な推進を図るため、燃油価格 高騰対策をより一層強化すること。

併せて、農林漁業用軽油引取税の免税措置の恒久化並びに農林漁業用輸入A重油に係る石油石炭税の免税措置及び農林漁業用国産A重油に係る石油石炭税相当額の還付措置を継続するとともに、地球温暖化対策のための税については、農業者の過重な負担にならないよう万全の措置を講じること。

また、施設園芸用重油タンクの流出防止対策並びに防災対策等に要する経費に

ついて、必要な財政支援措置を講じること。

- (2) 自然災害に対するセーフティネット措置として、農業経営を側面から支える農業災害補償制度の共済掛金国庫負担割合を堅持するとともに、価格安定対策の更なる充実強化を図ること。
- (3) 地域特産物を取り巻く消費・価格低迷等の厳しい環境に対して、経営安定、生産基盤強化、消費拡大等の総合的な振興策及び財政支援の充実強化を図ること。また、農作物等の病害虫対策を強力に推進するとともに、我が国の多様な気候風土に対応した新品種・新技術の研究開発及び技術指導者等の育成支援の充実強化を図ること。
- (4) 施設や設備の老朽化が著しい公設地方卸売市場の修繕・整備に必要な財政支援措置を講じること。

13. 都市農業振興施策の充実

- (1)都市農業が有する多面的機能を強化し、農業経営の多様化に対応するため、農 振農用地区域で認められる土地利用の要件を緩和すること。
- (2) 都市農地を適切に保全するために、市街化区域内の農地に関する固定資産税の 特例等、税制上の措置の拡充を図ること。
- 14. 再生可能エネルギーとしてバイオマス利活用の推進・普及を図るため、財政支援措置を拡充すること。
- 15. 農業産出額のデータ公表は、今後の農業政策策定に当たって各市町村との比較分析等が行えるよう、市町村別データも公表すること。
- 16. 東日本大震災被災地域における農業競争力を強化し、成長産業へと発展させるため、農業用施設の整備及び農業用機械の導入等に必要な財政支援の充実強化を図るとともに、弾力的な復旧・復興対策をより一層推進すること。

林業の振興に関する提言

森林の有する地球温暖化防止等の多面的機能の確保を図るため、国は、地域の事情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 森林整備等の推進

- (1) 国土保全、水源涵養、地球温暖化防止、景観形成など森林がもつ多面的機能を継続的かつ安定的に維持・発揮するために必要な財政支援措置を講じること。
- (2) 森林整備のための担い手の確保、育成事業の推進を図るとともに、私有林の整備については森林所有者等が取り組みやすい有効な手法を導入すること。
- (3)森林の保全や災害防止に当たっては、必要な財源を確保し、境界の明確化、間伐、路網整備、竹林整備、治山事業等を促進するとともに、森林再生に向けた財政措置を拡充すること。

特に、間伐材の搬出が困難な地域については、伐捨間伐も補助対象とすること。 また、病害虫防除対策を促進するとともに、環境に優しい防除方法を確立する こと。

(4) 国産材利用を推進するため、公共施設等の木造化に対する助成など、財政支援 措置の拡充を図ること。

また、再生可能エネルギーとして木質バイオマス利活用等の推進・普及のための財政支援措置を拡充するとともに、木材価格の安定対策を講じること。

- (5) 外国資本等による森林買収とそれに伴う大規模な伐採の規制や水源の保全を強化すること。
- (6) 林業の経営の安定と林野施策の総合的な推進を図るため、燃油価格高騰対策をより一層強化すること。

併せて、農林漁業用軽油引取税の免税措置の恒久化並びに農林漁業用輸入A重油に係る石油石炭税の免税措置及び農林漁業用国産A重油に係る石油石炭税相当額の還付措置を継続するとともに、地球温暖化対策のための税については、林業者の過重な負担にならないよう万全の措置を講じること。

2. 野生鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害が一層深刻な状況にあることから、森林の生態系等環境問題とも連携した駆除・防除対策の調査研究を行うとともに、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策を一層推進し、安全か

つ効率的・効果的な対策を講じること。

併せて、食害等による森林災害の防止に向けた取組を推進するとともに、十分な 財政支援措置を講じること。

水産業の振興に関する提言

水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1.「水産基本法」に則り、水産業の経営安定・体質強化対策及び水産物の加工・流 通・消費対策並びに水産資源の回復・管理対策をより一層強化すること。

また、漁港施設の老朽化対策並びに防災・減災対策をはじめとする水産基盤整備 の充実強化を図るとともに、十分な予算を確保すること。

2. 漁業管理制度を的確に運用するとともに、資源状況に応じた適切な資源管理指針・計画による水産資源管理をより一層強化すること。

また、漁業調整の円滑化を図るため、漁業者間の相互理解や協議を強力に促進すること。

さらに、関係各国との連携を強化し、魚種ごとの資源状況を踏まえた国際的な水 産資源保護対策を早急に講じること。

- 3. トドやアザラシ等の海獣により増大する漁業被害について、漁網の破損や漁獲物の食害に対する経費補填等、沿岸漁業と海獣との共存を可能にするような新たな制度を早期に創設すること。
- 4. 漁船漁業の収益性を高めるため、「漁業構造改革総合対策事業」の拡充を図ると ともに、実証事業で成果のあがった構造改革の取組を他の漁船に普及拡大するため の支援体制を構築すること。

併せて、共同利用方式による漁船建造等に対する支援制度を拡充すること。

- 5. 新規漁業就業者の育成を強力に推進するとともに、担い手の確保・育成に必要な 財政支援の拡充を図ること。
- 6. 水産業の経営安定や水産施策の総合的な推進を図るため、燃油価格高騰対策をより一層強化すること。

併せて、漁業用軽油引取税の免税措置の恒久化並びに農林漁業用輸入A重油に係

る石油石炭税の免税措置及び農林漁業用国産A重油に係る石油石炭税相当額の還付措置を継続するとともに、地球温暖化対策のための税については、漁業者の過重な負担にならないよう万全の措置を講じること。

- 7. 離島地域における漁業者の所得向上及び漁場の生産力の向上等を図るための支援措置を継続的に行うとともに、水産物の島外輸送コストの軽減対策の拡充を図ること。
- 8. 海外における市場動向等の情報収集を行うとともに、水産関係団体等と連携して 我が国の食文化やフグ等の調理法等の情報提供を促進し、水産物の海外市場の拡大 を図ること。
- 9. 東日本大震災関係被災地域における水産業及び関連産業の復興のため、被災自治体の実情に応じた災害復旧対策の制度運用を行うとともに、財政支援の一層の拡充を図ること。

また、離島地域における災害復旧事業の実施に当たっては、離島の実勢を反映した設計単価となるよう積算基準等を見直すこと。

地域経済の活性化に関する提言

地域経済の活性化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 強い経済を取り戻すため、長期にわたるデフレと景気低迷からの早期脱却に全力で取り組み、国内投資を拡大し、雇用の創出を図り、消費の拡大に繋がる抜本的で有効な経済対策を実施すること。

また、国は、地域経済を支える中小企業の経営基盤強化に向けた支援措置の充実 を図るとともに、都市自治体等が独自に実施する地域経済の振興策について財政支 援措置を講じること。

2. 中小企業等対策

(1) 厳しい景況下にある中小・零細企業を支援するため、「セーフティネット保証制度」の認定基準の緩和や「中小零細企業保証制度」の継続・拡大等の融資制度の充実並びに税制上の優遇措置の拡大を図ること。

また、後継者不足などの課題を抱える伝統工芸品産業等の中小・零細企業について、企業の能力や地域資源を活用し、将来にわたり事業を維持・発展させることができるよう、引き続き人的支援を含む総合的な財政支援措置を講じること。

- (2)地域経済の自立的発展を促進するため、商工組合中央金庫及び日本政策金融公庫による中小企業への金融機能の維持・充実を図ること。
- 3. 国内産業の流出防止と地域経済の活性化、さらには生産拠点の分散促進による災害に強い国内産業体制を構築するため、産業団地の造成・再整備、企業誘致に対する支援体制の構築や財政支援措置を実施すること。

また、企業立地が一層促進されるよう、企業立地及び進出環境の更なる改善を図ること

4.「電源立地地域対策交付金」(水力発電施設周辺地域交付金相当分)について、交付期間の恒久化と交付限度額等の拡充を図るとともに、事務手続きの簡素化を図ること。

また、電気の安定供給に寄与する本交付金については、弾力的に活用できるよう

制度の改善を図ること。

- 5. 再生可能エネルギー等の開発及び導入の促進
- (1)地球温暖化対策や環境分野への投資による景気対策、並びに安定的な電力供給 体制の整備促進を図るため、再生可能エネルギー等の導入に係る関係法令の手続 きの簡素化や補助制度の拡充等、総合的な財政支援措置を講じること。

特に、「住宅用太陽光発電導入支援補助制度」を継続して実施するとともに、「グリーンニューディール基金事業制度」の拡充を図ること。

(2)公共施設や耕作放棄地等未利用地への再生可能エネルギーの導入促進を図るため、関係法令等における規制緩和を行うこと。

また、固定価格買取制度の運用や情報提供に関し、都市自治体に配慮した体制を整備すること。

- (3) 省エネルギー・再生可能エネルギーの普及啓発を推進するとともに、機器の性能向上や低価格に向けた技術革新について、積極的に財政支援措置を講じること。
- (4) 新たなエネルギー資源として注目されている、メタンハイドレートの実用化を 強力に推進すること。
- 6.「自転車競技法」、「小型自動車競走法」における競輪・オートレースの場外車券 売場の設置許可の条件に、地元自治体及び議会の同意を必須要件とするよう法改正 を行うこと。
- 7. 地域資源を活用し、持続可能な地域振興を目指すジオパークに対する支援体制の整備を図るとともに、必要な財政支援措置を講じること。

8. 東日本大震災関係

- (1)「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」について、事業年度の繰り延べを認めるとともに、必要な予算を確保する等、産業復興に支障が生じないようにすること。
- (2) 再生可能エネルギー発電設備の導入支援制度の対象地域を特定被災区域の周辺地域にも拡充すること。

地方消費者行政の推進に関する提言

消費者行政の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 地方における消費者行政の強化・推進を図るため、消費生活相談を担う人材の育成、消費者被害未然防止の取組などに対する必要な財政措置を拡充すること。 また、「地方消費者行政活性化事業」について、平成26年度以降も継続すること。
- 2. 食に対する一層の安全・安心の向上を図るため、遺伝子組み換え食品の表示義務を拡大すること。